

令和5年第3回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和5年9月15日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|-------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 諸般の報告 |
| 第 3 | 一般質問 |
| 第 4 議案第46号 | 令和5年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第 5 発委第 2号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 第 6 発委第 3号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について |
| 第 7 発議第 3号 | 現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について |
| 第 8 会議案第12号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会） |
| 第 9 会議案第13号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |
| 第10 会議案第14号 | 閉会中の継続審査について（令和4年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会） |
| 第11 会議案第15号 | 閉会中の継続調査について（新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会） |

◎追加日程

- | | |
|------------|---|
| 第 1 議案第47号 | 令和4年災第228号準用河川比宇川C箇所地先河川災害復旧工事請負契約の変更について |
| 第 2 議案第48号 | 令和4年災第236号準用河川比宇川K箇所地先河川災害復旧工事請負契約の変更について |

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（11名）

1番	竹中進一君	2番	酒井益幸君
3番	中山千鶴子君	4番	村田貞光君
5番	但野裕之君	6番	秋山三津男君
7番	武藤勝圀君	8番	中川信幸君
9番	長浜謙太郎君	10番	武田修一君
11番	氏家良美君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	山本政嗣君
教育長	奥村尚久君
総務課長	佐藤正秀君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聡君
保健福祉課長	島田和義君
産業課長	鷹觜寧君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	湊昌行君
管理課長	新宮信幸君
社会教育課長	工藤匡君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	下川広司君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
税務課総括主幹	小久保卓君
産業課総括主幹	曾我和久君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課総括主幹	伊藤美幸君
管理課総括主幹	楫川聡明君

社会教育課総括主幹
社会教育課総括主幹
代表 監 査 委 員

佐々木 京 君
坂 元 一 馬 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議会事務局総括主幹

田 村 一 晃 君
三 宅 範 正 君

(午前9時58分 開議)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和5年第3回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、武藤勝罔議員。8番、中川信幸議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、今定例会初日に設置されました、令和4年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に長浜謙太郎議員。副委員長に中山千鶴子議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順に従い発言願います。武藤勝罔議員の、「パークゴルフ場の整備について」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い3点ほど質問いたします。

1点目は、パークゴルフ場の整備についてです。現在のヒルズパークゴルフ場は、手入れが不十分で、利用者から不満の声が聞こえてきています。1つ、一番の不満はグリーンの手入れの弱さから、カップ付近がツルツル状態で、ボールが止まらずカップインするのに大変苦労していることです。行ったり来たりでイライラすることが多いちゅう状況です。こういう箇所はAからDコースで、私の計算では15カ所あります。

2点目は、全体的に草刈りをしっかりしてほしいとっております。フェアウェイ、ラフは念入りにしてほしいとっております。ラフの手入れが悪いので、今年はボールを見失う例が増えております。普通であれば秋の晩秋の枯れ葉が積もって、特にこっちのAと

Dコースは枯れ葉でいっぱいになって、よくボール見失うんですけれども、今年はまだ今の時期から、特にAの5番、5コース、5番目ですね、この付近でなくすのがしょっちゅうあると。ということで手入れを念入りに草刈りをしてほしいと。

それから3点目ですけれども、休むところ現在スタート地点であるのと、それと1コース終わってトイレ付近の横に1カ所、そしてBコース終わって山の上で休み後、3カ所ありますけれども、今、高齢者が増えてきておりますので、できれば特にBとCは高低差が高く、結構やっぱり疲れるんですね、ですからBとCの中間あたりか、あとDコースで1カ所ぐらいと。こういうふうに休むところを、ベンチを置いてもらえば非常に助かるなというふうに思っております。

4点目は、利用者数の減少ですね。私も実際やっていて、いろいろなデータを前も商工課から見せてもらったんですけども、年間1万人以上はいたと思うんですよ、最近本当3000から、コロナの関係もありましたからあれですけども、3000から4000ちょいな状況で、非常に減ってきております。ですから私もたまたま行って、午前中で3組か4組、あるいは午後の今ちょうど暑い時期ですから、そういうときは本当にもう、1組か2組ちゅう状況で、ロケーションもすばらしくて町外の人に人気がありますけれども、今の利用状況じゃ大変惜しい感じがします。この点についてはパークゴルフ協会とも連携して、もっとやっぱり振興策をとるべきじゃないかというふうに思いますが、その点について伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員からの御質問の、「パークゴルフ場の整備について」お答えいたします。

平成14年に開設した新冠ヒルズパーク パークゴルフ場は、日高山脈を望む、自然豊かな環境の中、健康の増進と交流の場として、これまで多くの方々に利用され、愛されて来ました。当該パークゴルフ場の直近10年間における年間平均利用者数は、6331人であり、最も利用者数が多かった平成16年は、1万5354人を数えましたが、令和4年度は6009人と大きく減少しており、利用者数減少の原因は趣味や娯楽が多様化し、余暇の過ごし方の選択肢が増えたこと、あるいは人口減少社会にあって愛好者数が減少したことが原因と推測しているところです。

当町のパークゴルフ場は、林間コースを含む4コース36ホールで構成され、起伏に富んだ難易度の高いホールとロングホールなど多様なコース構成が愛好家を惹きつけるものとなっています。しかしながら、多種多様なコース構成は、コースの維持管理を困難なものとし、更には開設から20年を超える時間の経過によって表土が踏み固まり芝の生育を困難にしているなど、さまざまな問題を抱えています。これまでコースの維持管理については、利用者の声を踏まえ、さまざまな対応を行ってきており、現在もコース維持管理に関する町の姿勢は変わるところはありません。

武藤議員の質問にあるグリーンを中心とした芝の状況、及びラフの草丈については町としても認識し、管理事業者と改善に向けた協議を繰り返してきましたが、グリーンの改善については、土壌環境と植生を対象とした取組みですので、早期に結果を出すことが出来ませんが、改善に向け努力し、またラフの草刈りについては、現場担当者と改善に向け試行錯誤を継続することとします。また、町は、維持管理を含めパークゴルフ場のあり方について、その方向性を協議すべき時期にあると考えています。現在は、観光施設として位置づけ利用に供していますが、観光客の利用がほとんどなく、観光体験を提供する施設として位置付けることが困難になりつつあること、また、36ホールが年間利用者数およそ6000人の利用規模に適しているかなど、先に述べた維持管理の協議を含めパークゴルフ場のあり方の協議を今後進めて行く所存です。

次に、ベンチ等の設置といった施設拡充の取組みについては、開設以来20年を超える長い期間、現状の施設で利用に供してきたことを踏まえ、新たに増設することなく、今ある施設の維持に努めて行く考えです。

最後に利用者数の減少に係る対応についてですが、利用者数の減少原因についての考えは、冒頭述べたとおりであり、当町のパークゴルフ場が開設された平成14年と現在とでは、社会環境も大きく変化し、パークゴルフ利用者の中心である高齢者の娯楽についてもウォーキングなどに移行するケースが多いこと、またコミュニケーションの方法としてパークゴルフを利用する方が減少していること、更には観光客の利用がほとんどなくなったことなど、一時期のパークゴルフブームとは隔世の感があります。

パークゴルフ利用者数の減少原因は、推測の域に留まるものですが、時代の変化の一事象であると考えるところです。このような中、パークゴルフ場利用者数の増加に向けた抜本的な改善策を立案することは、極めて困難と考え、現在の利用者の方々を大切にすることで減少傾向に歯止めをかけることを目指して行く所存です。パークゴルフは、男女を問わず初心者でも楽しめるスポーツとして高齢者を中心に愛され、支えられることで愛好者人口を増やしてきたものと思います。しかしながら、時代の変化と共に利用者の中心世代の趣向は変化し、パークゴルフへの関心は低下していることも事実かと思えます。

今後、町はパークゴルフ場の規模や管理方法などを含め将来的なあり方の検討と協議を進めて行くことで、当町パークゴルフ場の有効利用が促進されるよう努力して行く所存ですので、ご理解を願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○7番（武藤勝圀君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「ヒグマ・エゾシカからどう町民の命を守り、農業被害を減らすか」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝圀君） 9月2日から10月31日までの60日間を、秋のヒグマ注意特別期間として、今、全道的に取り組まれておりますし、道新の報道でも継続的に、ヒグマ

クライシスですか、昨日も丁度載っておりましたけれども、私も今日質問したい何点かも、触れられておりましたけれども、この点についてエゾシカ、ヒグマ、エゾシカからどう町民の命を守り、農業被害を減らすかという観点で質問したいと思っております。

新冠でもヒグマの出没情報が数多くあります。山の人に言わせれば、もうしょっちゅう出てきてるからという事で、そういうのも含まれればもう相当な実際ホームページ発表されてる数を相当上回る数だと思っております。最近でも朝日小学校、青年の家、それから5月のテレビのニュースで、全道に放映された万世の親子熊との遭遇などが、そういうふうにあります。エゾシカの場合は、事故というのは役場に届けられていないようですけれども、実際上皆さん数多く衝突寸前でヒヤリとした場面は、経験を持っておられると思います。今、ヒグマ、エゾシカから町民の命を守り、どう農業被害を減らすか取り組みが大事になってきていると思っております。それで4点伺います。

1つは、町のホームページでも、ヒグマ、エゾシカなどへの対策など周知されていますが、最近の知見なども参考にして、さらに充実させていくべき必要があると思っております。

それから2点目ですけれども、熊出没、エゾシカ注意などの建て看板も実際立てられていますけれども、まだまだ必要だと思えますし、それと道路、こちら辺ではありませんけれども、釧路管内のほうへ行きますとエゾシカたくさん出てきますから、道路いっぱいエゾシカ注意というのをよく見受けられます。数年で日高管内もやっぱりこのエゾシカ結構出ますので、道路上にやっぱりエゾシカ注意という記入もやっぱり必要でないかと、そういうふうに思っております。

3点目は、道内の研究者でつくるヒグマの会というのが7月に北海道に、ヒグマ対策を行う公的な実動組織、熊捕獲だとかそういう組織を道内各地に設けることを提言しましたけれども、1町ではやっぱりちょっと取り組み困難だと思えますので、管内の自治体と連携して、取り組みを進めるべきではないかと思っておりますがこの点について伺います。

それと最後になりますけれども、農産物の被害も相当出ております。電気柵、くくり罠、設置などの費用負担はどうなってるか。この点について伺いたいと思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員から御質問の、「ヒグマ・エゾシカから、どう町民の命を守り、農業被害を減らすか」についてお答えいたします。

個体数の増加により、年々増え続けるヒグマやエゾシカなど有害鳥獣の出没は、人命の危機に加え農業作物に多大な被害をもたらすことから、北海道内はもとより、日本全国でも大きな問題となっております。新冠町におきましても、捕獲数並びに被害額は年々増加傾向にあるところでございます。

ご質問の1点目の、充実した対策に関する周知に関してでございますが、町ではヒグマの出没に関する目撃情報が寄せられた際には、職員が現地を訪れ現場確認し、情報を収集・

整理しまして、町のホームページやフェイスブック、防災メール、新冠町情報配信システムを活用しラインやメールで配信するなど、迅速な周知に心がけております。また、学校付近に目撃情報が入りました時には、学校長にも情報を入れ、学校から保護者の皆様にメール等により周知しているところでもございます。さらに、本年6月には、注意喚起として、町政事務文書により町民の皆様にはヒグマの習性や遭遇時の対応などに係るチラシを配布しておりますが、7月には判官館森林公園及び青年の家付近においてヒグマの目撃情報がありましたことから、直ちにキャンプ場や青年の家等の利用制限措置を講ずると共に、新聞折り込みによる情報周知を行ったところでもございます。

議員からもご指摘がありますように、時代の流れと共に、ヒグマやエゾシカ含め有害鳥獣の生態系そのものが変化していると捉え、北海道猟友会日高中部支部新冠分会等関係機関の意見も踏まえながら、現状の対応を充実させると共に、適切な周知に努めて参りたいと考えております。

次に、2点目の、注意看板の設置についてでございます。特にヒグマに関しましては、人的被害への警戒が必要となるため、目撃情報を基に随時設置しておりますが、看板が見にくいといった声も寄せられておりますので、設置場所やサイズの改善を図って参りたいと考えております。

一方、エゾシカの注意看板につきましては、ヒグマとは異なり、車両走行中に突然飛び出すおそれがあることから、道路敷地内における交通事故等を警戒する標識となっております。前段で申し上げましたとおり、エゾシカにつきましても個体数の増加と生息区域の拡大により、飛び出しポイントも拡大傾向にありますことから、国道や道道においてはそれぞれ、事故や目撃情報をもとに道路情報看板や道路ペイント等の対応が講じられています。一方、町道につきましては、特に交通量が多く速度を出しやすいなど、特徴ある道路には看板を数カ所設置しているところですが、引き続き出没情報を基に、有効となる箇所への設置について検討すると共に、町道の至る所でシカ飛び出しの危険性があるという意識づけの広報活動にも注力して参ります。

次に、3点目の、管内の自治体と連携し取り組みを進めることについてでございますが、当町は日高町及び平取町との3町に加え、各町の農業協同組合等の関係機関と、日高西部鳥獣被害防止対策協議会を設け、広域的な鳥獣被害防止対策を進めております。町は毎年、この協議会に鳥獣被害防止に係る各種罠を必要数要望して導入しており、令和4年度は、ヒグマ捕獲用の箱罠4基、エゾシカ捕獲のくくり罠30基の導入実績となっております。また、日高町村会内においても、日高鳥獣被害防止対策広域協議会を設け、効率的かつ有効的な捕獲に関する事など、様々な検討、協議を行っているところでございます。議員からもご提言がありましたように、関係町や関係機関が連携し、広域的な有害鳥獣被害防止対策を講じていくことは、対応策として必要なことであると考えられますことから、今後も積極的に連携を取り組んで参ります。

次に、4点目の、電気柵・くくり罠の費用負担についてでございますが、電気柵につき

ましては、農協が窓口となり、国の制度を活用し導入しております。令和元年度から4年度の4年間の実績としましては、15戸の農業経営者が23カ所、換算しますと約19.4km設置しており、要しました費用523万円全てが国費で賄われ、農業者の自己負担はございません。くくり罠につきましては、わな猟免許所有者以外の方は設置することはできませんので、ハンターの方が行っています。駆除した際には、1頭毎に捕獲費をハンターの方へ支給しておりますことから、くくり罠の購入及び設置費用につきましては、原則ハンター個人の負担とさせていただきます。ただし、3点目の答弁の中でも触れさせていただきましたが、一定程度数のくくり罠を町でも確保しておりますことから、新規にわな猟免許を取得された方には貸し出しを行うことで、新規取得者の初期投資を抑える措置も講じているところでございます。

最後に、有害鳥獣対策に関しましては、日本全国どの自治体にとりましても、非常に悩ましい問題であります。今後も北海道猟友会日高中部支部新冠分会や関係機関とも連携し、粘り強く対応にあたって参る所存でございますので、ご理解をお願い申し上げます。
○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 2点ほど伺いますけれども、まず1点目は、ホームページもヒグマに会わないちゅう点で何点か出されております。例えば、鈴等で自分の存在を知らせるだとか、それから熊撃退スプレーを持参しましょうだとか、ゴミ出しを守ろうだとか、そういうことを出されております。それで私これ質問する前に、何人かの人に、ハンターだとかそういうのを聞いて、やっぱり熊の進入を塞ぐには、草刈りをしたか、家の近辺、町場はそんな必要ないと思うんですけど、やっぱり農村での場合は、家の近辺はやっぱり草を刈って、結局熊が来たら見えるようにするちゅう必要だちゅうことを、やりましたんで、その点を付け加える必要があるんじゃないかなと思っております。そして私は1番心配したのはやっぱり、ここにも一番ベストはヒグマに遭わないようにちゅうのが書かれてるんですけども、ただ實際上、もう今の討論の中でも答弁の中にもありましたように、もう個体数が増えてきてるわけですから、何時遭うかちゅう予測出来ないんですよ。特に私心配してるのは青年の家近辺っていうのは、やっぱり例えば、普通はゴルフ場は今、温泉のところでやってる人多いんですけども、青年の家でゴルフやってる人、何人か年中要るんですよ。それとあとバードウォッチングしてる人も結構いるし、それからあと、遊歩道通って岬まで、東屋まで行って、そういう人も結構いますんでね、例えばその、本当にその遭わないようにするっていうのが一番なんだけども、とっさに会おう遭遇する機会ちゅうのは相当増えてくると思うんですよ。ですからそういう場合に、その例えばホームページでは、慌てず騒がず落ちついてちゅうことで書かれてんですけども、だから万が一出会った場合どうするかちゅうのを、これ正解はないんですよ、色々例えば、私今年、羽鳥真一のモーニングショーちゅうの朝8時からのやつよく見てるんです。それでも5月か6月特集やってたんですよ。熊に遭った場合どう対応するか。ただその場合、行動

として一つ言われてたの、要するにこの頭頸部を抑えて、地べたに伏すちゅうことなんです。だけどこれもね色々専門家に言わせれば、これは大した意味ないちゅう、北海道で熊研究の第一人者の1人である門崎允昭先生は、それはあんまり意味ないちゅうことで言ってますよね。ですから本当に出会った場合どうするかっていう点も、やっぱり色々な人の意見を聞いたりハンターの意見聞いたり、各方面の意見十分聞いてやっぱりホームページに、もうちょっと分かりやすく書いたらどうかなあというふうに思っております。

それから2点目は、被害の問題ですけども、農家の方に聞きますと、いろんな個人としては努力したと、とにかく電気柵も、いろいろ張りめぐらしてやってるんですけども、昨日の道新では、電気柵の間隔をおいたら、鹿の被害が防げたちゅう例も出てましたけども、とにかく今もう個体数が増えて、實際上我々が努力しても、もう追いつかないということらしいんですよ。ですからそこら辺、やっぱり個体数の押さえるちゅう行動ちゅうか作業ちゅうか、色んなところで相談しなきゃならんと思うんですけども、そういう点について2点、とっさの場合のそういうのをどうするかちゅうことだとか、個体数を減らす問題について。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再質問にお答えします。武藤議員も御質問の中で言っておりましたとおり、熊に遭ったときにどうすることが対応できるのか、どういう措置をすれば襲われないのかっていうことは非常に難しい。これにはこれとして、こうしなさいと言って成功したものっていうのは、たまにはあるかもしれませんが、それが全てに行き渡るとは限っておりません。また、熊の行動を予見することも、議員おっしゃるとおり、非常に難しいというふうに私は考えてございます。そういった意味で、先ほどの答弁と繰り返しますが、そういうことは、いろいろ議員からも提案あったことも踏まえながら、周知を、町民に周知をしていくことが肝要というふうに考えておりますので、今後もそれに向けて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それともう1点、熊に対する、これは防止、有害鳥獣被害についてだなというふうに聞いておりましたので、答弁させていただきますが、先ほど答弁いたしましたとおり、関係者や関係機関が連携し、広域的な有害鳥獣被害防止対策を講じていくことが、対応策として必要であると考えているところではありますが、その立ち上げる時期の判断につきましては、地域の実動組織を統括する役割を担う存在が重要だというふうに考えてございます。北海道ヒグマ管理計画との整合性など、北海道との連携や支援が不可欠でありますので、北海道の実動組織への支援体制の整備状況を注視した上で、管内の協議にも臨んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○7番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「全ての教室・体育館にエアコン設置を」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 今年の夏の暑さは異常と言われますけれども、国連の事務総長が言うように、地球沸騰化の時代に入ったんじゃないかと。こういう暑さがもう当たり前になるんじゃないかと私は思っております。文科省の調査でも、道内のエアコンの設置率は高くなく、16.5%と言われてますけれども、今、各地で道内でも設置の動きが進んできております。例えば伊達だとか、苫小牧市、札幌市、厚真町、さらに今日の道新の報道によりますと、隣の日高町、えりも町でも前向きの答弁があったということですが、財源問題が云々されておりますけれども、子どもの命や教育環境改善のために、町の施策としても最優先の課題になってきている問題だと思います。児童生徒が快適な環境で学べるように、エアコンの設置を来年度直ちに取り組むべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 武藤議員からの、「全ての教室・体育館にエアコン設置を」の御質問にお答えいたします。

7月以降、全国的に例年にはない厳しい暑さが続き、冷涼な気候と言われる日高地方においても、8月下旬には一昨年度の運用開始以来初めてとなる熱中症警戒アラートが発令され、それが4日間連続して発せられるなど、当町においても気温が30℃を超える状態が続いておりました。8月中旬から下旬にかけて2学期が始まった各学校においては、児童生徒の体調管理と熱中症対策として、屋外活動やプール学習を含めた体育授業と中学校における部活動の中止や下校時のスクールバス待機場所の屋内への変更のほか、児童生徒と保護者が熱中症の危険性と対策を認識するよう保健だよりを発行し、その内容を教員が理解した上で日常から注意を呼びかけるなど、様々な対応を図って参りました。また、各教室においては、複数台の扇風機の設置と可能な限り換気や遮光に留意したほか、水筒の持参による随時の水分補給や濡れタオルを首に巻くなどの家庭や児童生徒が自らできる熱中症対策も推奨しながら、普段にも増して子ども達の様子に目を配ってきたところです。

ご質問の、全ての教室、体育館にエアコンの設置を来年度取り組むべきということでございますが、温暖化や気候変動問題が叫ばれて久しい中、今回実際に経験したことで急遽生じた暑さ対策の課題は、学校現場に限らず、医療、福祉といった多方面、他施設にも同様の課題であると捉えております。この全町的な課題への対処方法を検討する上では、このような猛暑が今年度に限ったことなのか、次年度以降も毎年続くのかなどを見極め、また、将来的な改築計画等も考慮しながら取り進める必要があります。エアコンの設置が唯一の解決策であるとして判断するのではなく、学校運営上の工夫により対応が可能なのか検討をしていく必要性もあると考えております。

このことから、学校現場における次年度に向けた暑さへの対策については、今年度行った対応に加え、従来、夏冬休み合わせて50日程度とされる休業期間を夏30日、冬20日として、8月末までを夏休みとすることも具体的に検討して参りたいと考えております。

また、熱中症警戒アラートに応じた臨時休業、下校時刻の繰り上げなど、学校運営において様々な工夫を現場の意見も取り入れながら実践し検証していくことで、適切な教育環境の維持に努めて参りたいと存じます。なお、児童生徒の日常的な健康管理や保健指導のほか、怪我の応急処置や体調不良者の一時的な休養場所であります保健室につきましては、その役割から空調設備の整備が必要であると考えられますことから、次年度の設置に向け、適切な設備や財源等について調査して参りたいと考えております。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝圀君） 今前向きな答弁いただいたんですけども、今までの例を見ると、あれなんですよ、子どもが死んでから、慌てて取り組むっちゃう例がすごいですよ。例えば全国的には、2018年に愛知県で、当時小学校1年生の子が熱中症で死亡したと、こういう事故を受けて、結局全国的に、北海道除いて急速に進んだんですよ。今回また、伊達市で子どもが亡くなったということで受けて、伊達市はもうすぐ取り組むっちゃうこと言ってますし、文科省は児童生徒の学習環境、これを守るために、学校環境衛生基準を設けておりますけれども、これでは教室は18度以上28度以下が望ましいと定めております。これによって子どもたちが学びやすい環境ができるちゅう点の効果は、文科省自身も認めております。そういう点で、ぜひそういう事故が起きてからやっぱり遅いので、新冠でもとにかく緊急に、来年の取り組みで取り組むべきだと思ひまして、再度答弁をお願いします。

○議長（氏家良美君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） ただいま武藤議員からの再質問ございましたので、お答えしたいと思ひます。

答弁の繰り返しになる部分も一部ございます。まず、来年度の部分も、このような暑さが続くのか、熱中警戒アラート、また来年度から新しくなります熱中警戒特別アラート、そういったものが終日も発せられることになれば、ソフト面の部分だけではなくて、ハード面の部分も考えていく必要は出てくるんだろうなということで考えているところです。

暑さ指数についてもですね、各学校で毎日のように考えながら、朝の朝会の中で、今日は全校体育は中止、それから体育館でも同じような暑さになってるので、体育館の中では運動中止ですよということは、朝の朝会の時点で確認してますので、その日のうちに体育館や、あるいはグラウンドに出て体育を行うようなことはないと思ひます。ただし、教室の中の環境もですね、扇風機2台は置いておりますけれども、今年についてはかなり暑かったのかなというふうに思っているところです。来年度から、経年変化等を見ながらですね、また、この暑さについては注視しながら、ハード面それからソフト面についても、十分考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 町の総合教育会議という立場の中で、私からも答弁をさせていた

だきたいというふうに思います。

まずは、奥村教育長が申し上げた答弁内容を教育現場の声として、まずは尊重してまいりたいというふうに考えてございます。その上で、本件は全国全道に関わる問題ともとらえておりますので、国や道、町村会等の動きを視野に、来年度以降の気象状況も鑑み、エアコンを含め対応策を検討してまいりたいと考えますので御理解願います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○7番（武藤勝因君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、武藤議員の一般質問を終わります。

次に、中山千鶴子議員の、「ワーケーション実証事業から生まれる新たな可能性について」の発言を許可いたします。

中山議員。

○3番（中山千鶴子君） 3番、中山千鶴子です。議長より発言の許可がありましたので、ワーケーション実証事業から生まれる新たな可能性について質問をさせていただきます。

近年、人口減少、少子高齢化の進行により、担い手不足と労働力不足が社会問題となっています。このことは新冠町においても同様であり、現在、町が取り組んでいる農業支援員の取り組みや、後継者対策支援事業といった都会から人を呼び込む政策は、このような社会問題の解決に向けた取り組みかと思えます。しかしながら都市部から人材確保には、様々な困難が伴い、特に見知らぬ土地での生活、あるいは生活利便性の低下には少なからず抵抗と戸惑いを抱く人が多く、都市から地方への移住、移転の大きな障害になっているというのが現状です。

このような障害を乗り越えるには、まずは町を知ってもらう、体験してもらうということが大切であり、その視点から考えるとワーケーション事業が一つの手だてとなりうると感じたため、町が進めるワーケーション実証事業の結果を、私なりに再検討してみました。先ほども触れましたが、人間の心理として利便性の低い場所、それもよく知らない場所に住むのは不安があるものです。ただし、それが旅行という形であれば受け止め方は違ってくるかもしれません。現在、農林水産省が推進する事業の中に農泊推進事業があります。これは、農村に宿泊し滞在中に地域資源を活用した体験、あるいは地域住民との触れ合いを楽しむという、体験型の旅行のことです。ワーケーションと農作業などの体験プランを合わせたものは、アグリワーケーションと呼ばれたりするようです。これを活用することでその土地を身近に感じたり、また、農業への関心が高まったりして移住就農につながったというケースも報告されています。また農泊には農林水産省の補助制度があり、事業主体に対する財政的な支援もあります。このように、国の支援を受けつつ町を知ってもらう、体験してもらうという事業は大いに活用するべきで、ワーケーション事業と組み合わせることで効果を発揮できるのではないかと考えられます。事業の持続の可能性など、課題、問題が想定されるかもしれませんが、検討項目の一つに加えることが可能なのではないかと考え、提案させていただきます。

町によるワーケーション実証事業の事業報告においては、将来的な方向性が示されていないように思いましたので、今後の事業構想の方向性等について、所見をお聞かせいただきたいと思います。ワーケーション実証事業で得られた多くの知見には、まちづくりの新たな可能性が含まれていると考えられます。町には、この事業を生かす試みをぜひとも進めていただきたく、一般質問いたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 中山議員から御質問の、「ワーケーション実証事業から生まれる新たな可能性について」についてお答えいたします。

この度の中山議員の一般質問は、移住におけるストレスと不安の解消、あるいは孤独感からの解放に対する町の取組みとして、農泊 事業の活用を提案するものであり、またワーケーション実証事業結果の将来的活用の方向性を問うものだと思います。これらの点について、これまでの町の取組みを踏まえ、現時点における将来の方向性を申し上げることで、答弁とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

移住は、新しい環境に適応するという大きな生活の変化を伴うものであり、心理的な不安や生活の課題を抱える可能性が高いことは言うまでもありません。そのため移住前に地域への適応を確認していただくために、移住先となる町は、さまざまな事業を行っており、当町においても、お試し体験住宅事業など移住検討者を対象とした事業を実施し、当町への移住促進を進めているところです。また、中山議員のご指摘のように、ワーケーション事業を含め交流人口の増加を図る事業は、体験型事業との連携により移住政策につながる事業と考えるところでもございます。今回、中山議員から提案いただいた農泊は、現在農林水産省が農山漁村振興事業として支援しており、実施に当たっては農泊協議会を立ち上げ、地域ぐるみで取り組む地域資源活用型の農産振興事業です。農泊協議会は行政のほか、地元 J A、そして受入れ主体である農家と宿泊事業者や飲食事業者などによって構成され、事業の主体は受入れを担う民間事業者であると認識しています。また協議会は、複数回のワークショップを行うことで事業構想を構築するなど精度の高い事業と考えます。これらのことから、農泊の取組みについては、受入れ主体が自ら発案し、事業化に向けた取り組みを推進しなければ、体験、宿泊、そして地域資源の活用は困難と考えており、町としては地域や事業者の活動が立ち上がった際には、共に事業推進する必要があると考えているところです。しかしながら、農業体験を主たる目的とする農泊とリモートワークによって働きながら休暇を楽しむワーケーションは、事業目的と参加者の動機が異なり、むすびつけることは困難な点も多くありますが、農泊を移住推進の 1 つの方策として捉え、農業体験を通じて町を知ってもらおうという視点は、移住推進策として検討する必要があるものと考えます。その意味でも、現在進めている朝日小学校の利活用協議において、体験型事業の取組みを含めた協議をしていきたいと考えます。

次に、ワーケーション実証事業の方向性についてですが、ワーケーション実証事業は、

閉校となる朝日小学校の校舎等利活用事業としての事業化を目指して、その実現可能性を予め把握するため、本年6月の1カ月間において実施致しました。実証事業の詳細は、本定例会行政報告において報告したとおりですが、実証事業を踏まえ、当町に適したワーケーション事業の構築に関し、検討を継続するとして結論付けているところです。このことは、持続可能で実効性のある事業を実施しなければならないという町の責務に基づくものであり、ご理解いただきたいと同時に、実証事業で得た知見を今後のまちづくりに活用して行く所存です。現時点では、実証事業を終え、間もないことから、得た知見などの具体的な活用方法についてお示しすることはできませんが、まちづくり協議の貴重な基礎資料とする考えでございます。

まちづくりに関する協議を行う中、さまざまな方からいただく提案は、限られた予算など、さまざまな制約を伴うため、全て政策に反映させることはできませんが、いただいた提案は真摯に受けとめ、検討すると共に、検討結果は、適時、可能な方法で説明、報告し、透明性を高めることで協働の町づくりを推進して行く所存ですので、よろしく願い致します。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

中山議員。

○3番（中山千鶴子君） 今回行われたワーケーション実証事業は、閉校する朝日小学校を利活用するという、そういう前提があるようですけれども、参加者の中には、交通の利便性の問題を挙げる方がいました。当町には、もう一校閉校した節婦小学校があるわけですが、こちらのほうの利活用に関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 中山議員の再質問にお答えいたします。町内の小学校の統廃合に伴い、節婦小学校にありましても他の6校と同様に、平成18年より公募に供しましたが、残念ながら現在まで入札者、オークションには至っておりません。その結果として希望者がいないまま、校舎等の老朽化の進捗につながりまして、再利用は困難な状況と判断してございます。今後、現施設を再利用したいとの希望があれば、応じることとはなりますが、先に申し上げましたように建築物として大変厳しい状況にあり、再利用の方向性が見いだせない状況にあることを御理解いただきたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○3番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で中山議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。長浜謙太郎議員の、「多様な防災イベントの実施について」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、多様な防災イベントの実施についての一般質問をいたします。

当町は、毎年10月市街地を中心に防災避難訓練を実施しておりますが、参加は平成15年度をピークに、東日本大震災が起きた平成23年度では対象の17%にとどまり、昨年度は前年度を上回りましたが、減少傾向が見受けられることは否めません。災害への初動として、まずは避難が大前提ですが、その先までを見越した、避難したその後、避難所での対応と行動についても、イメージが膨らむような状況に触れておくことも必要と思います。以前、段ボールベッドの組立てや電気自動車による電源供給など、節婦体育館で行われた職員による避難場運営の様子を視察させていただき、大変参考になりました。防災に限ったことではありませんが、平常時に試しに使っておくことで非常時の安心感につながり、トラブルやストレスも少なくなるでしょう。ここ数年はコロナの影響で思うような避難訓練は出来なかったことと察します。大人、子ども、家族、自治会、医療、教育福祉機関など、それぞれで行っているものとは別に、実践を踏まえた課題解決学習として、防災イベントを主催してはいかがでしょうか。

町が実施主体となることで、町民からの信用と信頼は高くなり、職員のノウハウも蓄積されます。非常食の更新に合わせて、発電機、プライベートテント、簡易ベッドなどの備蓄品を実際に使用する機会を提供するような、災害時に役立つ知識とスキルを楽しく学ぶ場面として、そして、防災の担い手を養成する側面も持ち合わせた、参加したくなる要素を加味した、防災デイキャンプ、防災学校の実施を提案いたします。多様な防災イベントの実施について、町長の所見を伺います。また、かつて議場での答弁において、モデルケースとなる自治会を決めた上で、避難訓練を実施する予定だと言及されておりましたが、その後の経過についても伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員から御質問の、「多様な防災イベントの実施について」にお答えいたします。

災害時に必要なことは、何よりも町民個々が身の安全を確保することであり、避難行動を躊躇することなく行うことが重要です。そのためには、避難意識の醸成や向上を図ることが最も大切であるとともに、課題でもあります。毎年実施しております津波避難訓練の参加率は減少傾向にあり、近年は避難対象地区人数の20%に達しない状況であることも踏まえ、現在、津波浸水区域の住民を対象に、津波避難行動等に関するアンケート調査を、自治会に協力いただき実施している最中で、その結果を分析することによって、町民避難

行動に対する意識や課題等も一定程度把握ができ、対応策等を考える基礎的な資料になるものと考えております。

防災に関する事業としては、これまで学校における1日防災学校や、事業所への出前防災研修、社会教育課と連携した防災学習講座、津波浸水イメージ写真パネル展示などを実施しております。また、本年10月15日には、例年実施しております津波避難訓練と合わせて、北海道の防災総合訓練を当町の新冠小学校をメイン会場の一つとして実施いたします。内容としては、高齢者等避難行動要支援者の受入れなどの避難所運営訓練をはじめ、防災に関する講話や段ボールベッドの組み立て訓練、防災関係車両や装備資機材の展示、説明、防災食の試食等となっており、広く町民の皆さんに周知し参加を促して参ることとしております。さらに、朝日小学校の跡利用の一つとして、最大級の津波や洪水を前提とした防災拠点としての機能を検討しており、具体的には、防災備蓄品等の保管と災害発生時の対策本部の設置や支援物資の受入れ、仕分け、配送などの機能のほか、ソフト事業として、防災キャンプなども検討しているところであり、長浜議員から提案頂きました防災デイキャンプや防災学校などは、子どもから大人まで幅広い年齢層に対して防災意識を高め、災害時の適切な行動を学ぶ貴重な機会となるため、今後の実施に向けて更に検討を進めて参ります。

また、昨年11月に開催されました、令和3年度一般会計等決算審査特別委員会の総括質疑における、防災意識の啓蒙啓発と避難方法についての答弁において、町民の皆さんの防災意識の醸成と向上が、何よりも大切でありますことから、津波浸水区域内の自治会の中から1団体を先ずモデル地区として指定し、防災や避難行動、個別避難計画の策定などに向けて、意見交換や実態調査、具体的な取組などの検討と実践を行い、それらの成果を全町的に広げて行く新たな取組みを考えている旨を申し上げました。その後、本年5月に、新冠町津波防災力向上モデル事業実施要綱を創設し、同月開催の自治会長会議で本モデル事業の説明を行い、6月にモデル地区として、人口や年齢層、緊急避難施設の位置などを考慮し、中央自治会を選定のうえ、翌7月に当該自治会の同意を得てモデル地区として決定しております。第1回目の会合を7月に行い、本モデル事業の説明と意見交換を行っております。本事業は、地域の自主性や主体性を基本に取組みを進めてもらおうとするもので、防災全般に関しての問題や課題、そして、その解決のために何が必要なのかなどを、地域住民の目線で考え、その結果として、自助・共助・公助という形に結び付けばと考えております。本事業を検討するに至った経緯には、昨年の決算審査において、但野議員より津波ハザードマップ作成事業に関して、住民理解、認知度向上の取組みが不十分であること、北海道が公表した巨大地震による被害想定に関し、町民から津波避難に関する心配の声を多く耳にすることを受け、町の対応が十分とは感じられないとした上で、一刻も早く自治会と連携し、課題解決すべき、というご指摘とご意見をいただきました。また、令和4年第1回定例会、一般質問の日本千島海溝地震の想定についてでも、避難訓練の町民参加率が低いことや、真冬を想定した形、あるいは夜や深夜を想定した形での、新たな避

難訓練の必要性についても、ご指摘いただいたこともございます。このようなことから、モデル自治会の皆様には、事業の趣旨をご理解いただいた上で、是非とも積極的な参加をお願いするとともに、日頃から感じておられることを形にさせていただくことで、その成果を全町的に広げるモデル事業となることを、大いに期待しているところでもあります。

本年度においては、先ほど申し上げました10月に開催されます、北海道の防災総合訓練へ自治会員の方に参加いただくこととしており、その中では、GPSを装着して避難行動に係るデータ収集への協力も予定されております。令和6年度以降の取組などについては、今後、検討されて行くものと思っておりますが、必要に応じて町も支援や協力を行って参ることとしておりますので、ご理解願いと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 天災の猛威による被害に備えた避難所開設は、厳しい判断を迫られるものでしょう。しかし、たとえ何も起こらなかったとしても、それは空振りではなく素振りなのです。この先も町長はトップとして厳しい判断を下さなければならないことがあると思っておりますが、どうか勇気を持って英断していただきたく、応援するとともに、私はそれを支持したいと思っております。

再質問として教育長にも見解を伺いたいと思っております。統合準備委員会や、朝日小保護者説明会の中で、避難訓練の実施状況については、多くの保護者から心配と懸念がありましたが、その声を受け教育委員会は、災害発生後すぐに必要となる最低限度の非常食の備蓄を行うなどの体制整備を図り、第1避難場所を校内での垂直避難に変更する見直しをしていただきました。現実的にイメージがわくこの迅速な対応が保護者の安心につながり、円滑な統合が進む要因になったことは間違いありません。防災に関し避難訓練はもちろん非常食の配布やNHK協力によるクロスロードなど、既にドレミ園、小学校中学校それぞれで取り組んでおりますが、防災ダイキャンプを社会教育事業として実施することも可能と考えられます。次年度に実施の可能性があるならば、今年度で閉校を迎え、避難場所になっている朝日小学校を会場に行っていただくことを御検討願います。教育現場での実情を含め教育長の答弁を求めます。

○議長（氏家良美君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 長浜議員からの再質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、防災教育については、認定こども園ドレミや、各小中学校で積極的に取り入れながら、教育の充実を図っております。特に、小中学校で実施が定着している1日防災学校については、昨年度からNHKの協力により、浸水状況のVR体験や、アナウンサーによる災害時の緊急放送の再現を交えた講話なども行っているところです。今年度も6月8日に新冠中学校で実施され、今月22日には新冠小学校を会場に、朝日小学校との交流学习として第5学年で実施し、その様子は地域参観日として広く公開することで取り進めております。

御指摘の社会教育事業の取り組みについては、現在、事務事業の見直しを進める中で、

例えば、従来の自然体験学習とあわせて、他部局と連携し防災教育の要素を取り入れた内容で実施するなど、新たな要素を加えて内容を充実させることについては可能であると考えますので、次年度以降の実施に向け検討させていただきたいと考えております。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○9番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で長浜議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員の「警報発令時の公用車、スクールバス等の避難について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、「警報発令時の公用車・スクールバス等の避難について」質問いたします。

政府が公表した、日本海溝千島海溝沿いを震源とする、マグニチュード9クラスの震源対策に関する報告で、当町においては想定される最大津波高は10メートルを超えるとされています。町民の多くは大津波が町をのみ込み建物や車両を押し流し、私たちの財産を一瞬のうちに奪い去った東日本大震災の被害を目の当たりにしたことで、津波に対する恐怖と不安を払拭出来ない状況にあると思われます。東日本大震災の教訓から津波警報発令時には、町民の財産である公用車、スクールバスなど町有車両を、防災、減災の視点から、速やかに高台など安全な場所に移動させるべきと考えます。被災後の避難者の支援や避難所運営、そして町の復興を考えますと1台でも多くの車両が必要となります。そうした中、有事の際には車両不足が懸念されます。国や道の支援で車両が十分に供給されるとは限りません。車両が被災し車両を購入しようとしても、現状ではウクライナ情勢などの影響で半導体不足や資材高騰により、納車が3カ月から半年以上もかかり、車体価格も高騰しています。

このことから、町有車両を1台でも多く被災から免れるよう避難させるべきです。避難行動は、命を守ることから、自助、共助、公助を原則として進められています。避難者を優先させ、人命第一という考えも重々承知し理解出来ます。しかしながら、町有財産である車両を被災から守り適切に車両管理を行い、被害を最小限にとどめ車両を確保していることで、被災後の避難所運営や被災者支援を円滑に進めることが可能となると思われます。そこで、

次の4点について質問いたします。1点目、現在、町公用車、スクールバスなど何台所有しているのか。2点目、各車両には管理責任者がいると思われますが、その有無は。3点目、有事の際の車両避難マニュアルなどは作成されているのか。4点目、スクールバス、コミュニティバスの運行は民間事業者に委託されているが、契約事項に車両避難に関するものはあるのか。以上4点について伺います。有事の際の避難行動の自助、共助、公助においては、地域住民も町有財産も両方を守り、防災減災に努めるべきと考えます。町長の所信を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員から御質問の、「警報発令時の公用車・スクールバス等の避難について」にお答えいたします。

まず、1点目の、公用車・スクールバス等の所有台数ですが、総数で70台、うちスクールバス8台、コミュニティバス2台等となっております。

次に、2点目の、各車両の管理責任者の有無ですが、各課単位で配置している車両は、それぞれ配置されている所管課で管理しており、それ以外の車両10台は、総務課防災係が管理しております。なお、車両ごとに特定の職員を指定するような管理責任者はおりませんが、運用の中で、利用の都度記録することを義務付けている運転日報により、運行及び車両管理をしております。

次に、3点目の、有事の際の車両避難マニュアル等は、作成されているのかということですが、令和4年第1回定例会における、但野議員からの一般質問、日本千島海溝地震の被害想定についての答弁の中で、毎年10月に実施している防災避難訓練の内容について申し上げるところですが、改めて申し上げます。町職員は、初動マニュアルに基づき、北星町及び東町に居住の職員が役場庁舎に登庁の上、無線などの防災資機材とマイクロバスを除く公用車全台を左岸道路を経由して、災害対策本部となる泊津生活館に退避させ、その後、泊津高台に移動した町長ほか職員を乗車させ、災害対策本部に移動しております。すべての町有車両ではありませんが、東日本大震災後、公用車の退避訓練も令和3年度まで継続して来たところです。しかし、令和3年7月に国が公表した、日本海溝千島海溝沿いの巨大地震による津波の到達時間が、これまでの45分から20分と極端に短くなったことを受け、町民はもとより、町職員についても、自身や家族の身の安全を守ることを最優先とし、令和4年度の防災避難訓練から公用車の退避訓練を止め、職員個々が現実に即した避難を前提に訓練を実施しております。議員が言われるとおり、公用車両も町の財産ではありますが、それを守るために職員の命を危険にさらすようなことは、私はいたしません。職員の命を守るのも、私の大切な責務であると考えております。さらに申し上げますと、東日本大震災をはじめ、多くの自治体で自然災害を経験した市町村長の体験談や提言をまとめた、市町村長による危機管理の要諦という冊子が、消防庁から送られて来ていますが、その中でも、災害時には、応急対応に従事する職員、消防団職員を含む関係者が犠牲者とならぬよう、最悪の事態を想定して安全管理に配慮する必要があるとあり、このことは、東日本大震災で多くの職員が犠牲となった自治体の教訓からきているものです。

次に、4点目の、スクールバス、コミュニティバスの運行業務に係る委託契約に、車両避難に関する項目があるのかということですが、そういった項目はございません。このことにつきましても、3点目と同様で、人命を最優先に考えておりますので、業者にのみ、その様な責任を強いるような項目を入れる考えは、ございませんので、ご承知おき頂きたいと存じます。

一方、大雨洪水警報発令の際は、新冠川が氾濫するまでには、それ相応の時間が掛かるものと見込まれますので、これまでと同様に新冠川の上昇水位を確認しながら、危険水位に達した際には住民の避難指示とともに、一般公用車を温泉駐車場、泊津生活館周辺、判官館森林公園に分散し退避させ、スクールバス等の大型車両は、運転業務委託先業者の協力を得て、朝日小学校グラウンドへ退避させることを想定しております。なお、運行委託業者とは、契約書の契約に定めのない事項については、必要に応じ、双方協議して決める旨の条項により対応することで確認しておりますので御理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 今回の町長で職員の命を守るのが責務であるということで、大津波警報が想定が45分から20分になったということで、車両よりもまず職員の命ということをもっと十分理解出来ました。スクールバスの部分なんですけども、今ある格納庫が土地地盤の、土地の低いところにあります。その部分で運転者に確認したんですけども、津波警報なんか出た場合は、契約条項にはないと思うんですけども、やっぱり自主的に高台へ避難させているという、そういう事実を聞きました。津波の場合は20分と想定されますので、これから、移動は不可能なのかなと思いますけども、低い土地にそもそも格納庫があって、そこへ車を、バスを置いていくということは、やっぱりリスクを解消するには、移転、高台のほうに、高いところに格納庫を移転するというような考え方もあると思うんですけども、やはり人命大事ですけども、最低限防げるものは防ぐ、被害を受けないようにするという考え方も、やっぱり根底には必要なかと思うんですけども、スクールバスの格納庫の部分の移転等については考えはあるんでしょうか。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再質問にお答えいたします。現在の格納庫は、そのときそのときの状況によって造られたもので、たまたま今の津波から想定すると低いということには否めないというふうに考えてございます。ただ現在あるものの高台への移転につきましては、まちづくりの中で協議してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいなと思ってございます。以上です。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「生成AIの活用について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 通告に従い、生成AI対話型人工知能の活用について質問いたします。

AIのチャットGPTが急速に広まり、小中学校の教諭や保護者に戸惑いが広がっています。宿題の作文などを書く際に、AIが生成した文章を自分で考えたかのように書き写して提出する恐れがあります。生成AIはインターネット上の様々な情報を学習していま

すが、そこには当然誤った情報もあり、A I が生成した文章には、事実関係に誤りのあるものもあります。チャットGPTはアメリカのA I 社が提供する、インターネット上のサービスです。文章や画像、音声などをつくり出す生成人工知能A I の一つで、インターネット上のデータを学習し利用者の問いに会話をしているかのように、文章で答えてくれます。同社の規則では利用は13歳以上に限られています。

生成A I はインターネット上の様々な情報を学習しているので、全てが正確だと思いがちですが、実際にこの生成A I が作る文章は、正しいとは限らないようです。例えば、童話浦島太郎を使って読書感想文を書いてくださいと入力すると、日本語として完成された文章が生成されます。ストーリーの中で、竜宮城で貰った玉手箱を開けてしまい、老人になったという部分が欠落していたり、友情と成長テーマに書かれており、とても感動的なお話でしたと記され、浦島太郎が冒険中、赤い蟹、黄色いタイ、そして青い伊勢エビと仲よくなったと書かれているなど、違和感を覚える内容もあるとの新聞報道もあります。このようなことから、生成A I が言っていることを全部信用しちゃいけないということを理解させなければなりません。同様に、こちらが入力した情報を学習されるので、個人情報などの入力はしないこと。文学作品を学習させるなどの行為には著作権の問題があることも注意させる必要があります。これらのことを留意させ、文章作成などの具体的な活用を指導すべきです。

こうした中、文部科学省は7月に、小中学校や高校での利用に関するガイドラインを公表しています。その中で、文部科学省の指針ポイントとして、1点目、使いこなす力を意識的に育てる姿勢が重要。2点目、課題と成果を検証し、限定的利用から始めるのが適切。特に小学生には慎重な対応が必要。3点目、読書感想文やコンクール応募作品で生成A I を使ったのに、自分で作成したと装うのは不正行為。成績評価に関わる定期テストなどで、子どもに使わせるのは不適切。4点目、生徒の討論で足りない視点を見つけたり、誤りを教材にしたA I の限界に気づかせたりする活動が考えられています。などを申し上げます。また、生成A I の活用例としては、1点目、グループの考えをまとめたりアイデアを出す過程で足りない視点を見つけさせ議論を深める。2点目、英会話の相手として活用。3点目、A I が修正した自らの文章をたたき台として、よりよい文章への遂行を重ねる。4点目、高度なプログラミングを行わせる。5点目、教材や文章のたたき台を作成させるなど、教員の業務効率を上げています。このように、新ポイントや活用例が示されていますが、具体的にどう活用するかは、現場に任されているのが現状です。一方、現在の学習指導要領では、情報学習能力が学習の基盤となる資質、能力とされています。学習に必要な情報を集め整理し判断し表現する。その際に、うまく情報通信技術、ICTを活用する力のことです。このことを踏まえれば生成A I の理解を深めることや、どのように学習に生かしていくかという視点が重要かと思えます。これらの問題点を整理した中で、学校現場では、慎重な指導が求められるべきです。

次の3点について伺います。1点目、生成A I の活用で、各学校ではどのように指導を

行っているのか。2点目、夏休みの課題作文では、生成A Iを使用禁止としている学校もあれば、たたき台で活用する学校もありました。当町の小中学校での対応は。3点目、各学校で適切な指導体制は構築されているのか、以上3点教育長に伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 但野議員から、「生成A Iの活用について」の御質問にお答えいたします。

画像や音声、文章など、様々な情報や内容を新たに作り出すことが可能な人工知能、いわゆる生成A Iは、代表されるチャットG P Tが昨年11月にサービスの提供を開始して以降、世界的に急速に広まり、私達の日常生活においても、テレビや新聞などを通じて情報がもたらされ、見聞きする機会が増えているところです。

ご質問の学校現場における生成A Iに関する状況であります。1点目の、生成A Iの活用で各学校ではどのように指導を行っているかにつきましては、現状において、小中学校ともに生成A Iに関して指導や説明するといった取り組みは行っていない状況です。昨今のデジタルツールやI C T情報通信技術の変化、変革のスピードが速すぎることで、指導する側の知識の習得が追いついていないといった状況もありますが、児童生徒の様子などから、これまでは喫緊の課題とは捉えていなかったことも理由でございます。各学校においては、近年整備されたタブレットやデジタル教科書を授業の中でどのように効果的に活用していくか、また、児童生徒に対しては、電子端末やインターネットに関する基礎知識、操作方法の指導、学習ソフトの活用に重きを置いているのが現状であります。

2点目の、夏休みの課題作文において、使用禁止又はたたき台で活用する学校がある中で当町の対応はについてですが、長期休業期間における家庭学習の課題について、近年は基礎的な学習に重点を置いている傾向から、作文などの文章の作成を課題とすることが非常に少なくなっている面もございます。また、これまでは教員の知識が深まっていないこともあり、夏休み休業期間の課題に対し、生成A Iの活用と関連させて指導を行ったことはありません。

3点目の、各学校で適切な指導体制は構築されているのかということでございますが、今年度7月4日に、学校関係者が現時点での活用の可否を判断する材料として、暫定的なガイドラインが文科省から示されましたことから、各学校において内容を理解し、対応について検討を進める段階にありますことから、現時点においては構築されておりません。今後は、各校での検討のほか、I C T教育の推進に関し、各校から選出された教員と事務局が定期的に協議を行う、I C Tプログラミング推進委員会において、メディアリテラシーや情報モラル教育の一つとして、生成A Iへの対応について議題として取り上げるほか、文科省主催のオンライン研修会が今月以降開催されており、受講を予定している教員もおりますことから、より理解を深め、指導体制を構築して参ります。

生成A Iの理解と活用に向けた取り組みの遅れは、学校だけの問題ではなく、社会的課

題であると捉えておりますが、児童生徒が学ぶことへの意義について理解を深める過程にある学校教育現場においては、待ったなしの対応が求められると認識しているところです。発展途上にある生成A Iの利用に際しては、批判的思考力や創造性、学習意欲への影響のほか、個人情報流出、著作権侵害のリスク、誤った情報の拡散など、様々な懸念が指摘されている一方で、新たな技術である生成A Iをどのように使いこなすのかという視点や自分の考えを形成するために活用するといった視点も重要であると認識しております。

今後においては、ガイドラインの内容を十分に理解し、国や道から発せられる情報や動向も注視しながら、当町の学校現場での生成A Iに対する指導体制を確立して参りたいと考えておりますので、現時点での状況としてご理解いただきたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後12時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。竹中進一議員の、「書かない窓口、行かない窓口への取り組み」の発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番、竹中です。議長より発言の許可が得られましたので、通告に従い一般質問いたします。

新冠町では、全町内に光回線網が整備されデジタル化が進みつつある今日ですが、アナログからデジタルへの有効効率的な利活用についても、多種多様な分野で町民の多くが理解を示し、活用いたしております。デジタルユーザーは徐々に広がりを見せ、進みつつある今日と断言していいのではないかと思います。国においてもICTの最先進国と言えない状況下、利活用の促進に積極的に取り組んでいる昨今でございます。

その一つとして、デジタル庁が押し進めている自治体における、書かない窓口、書かないワンストップ窓口、自治体窓口DX、デジタルトランスフォーメーションを推進いたしており、自治体窓口DX SaaS、DX SaaS、すなわちデジタルトランスフォーメーションソフトウェアサービスを押し進めております。この取り組みによって各自治体の事務作業の効率化と、住民の待ち時間の短縮や、申請手続の簡略化が期待できることとなります。この制度の活用は、北海道の北見市が先行して進めてきており、令和4年度では全国約70自治体が既に取組中とのことで、デジタル交付金、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、BPR事業改革、ビジネスプロセスリエンジニアリング、すなわち現在の社内の

業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再設計することを目標としております。この取り組みを推進するに当たり、業務改革を進められることが求められるため、全部署における相当複雑な改革作業が伴われることとなります。そのために、デジタル庁では、窓口BPRアドバイザー派遣事業により、1自治体当たり原則3回まで支援が受けられることになっております。新冠町においても、この機会に取り組むべきではないかと思いますが、その取り組みは進んでいるのかをお伺いいたします。

先に申し上げましたように、デジタル庁では既にかかないワンストップ窓口支援の受け付けを行っております。令和4年度から北見市や岩見沢市など、多くの自治体での取り組みが広がりを見ており、日高管内各自治体においても積極的に取り組まれている町があるようですが、新冠町が応募いたす考えはないでしょうか。さらに、この事業改革が進み進化していきますと、行かない窓口へと発展いたすことが出来ますので、窓口業務のオンライン化により、在宅や出先での対応が可能となり、特に多忙な方や勤務の関係で庁舎が空いている間に手続の出来ない方々、遠隔地に住む住民にとって、パソコンやスマートフォンによる利用が可能となり大変ありがたい状況を構築できることとなります。既に実行されている自治体もございますので、可能な限り早い時期に取り組んではいかがでしょうか。

このような取り組みをいたすことによって、デジタルに対して嫌悪感やアナログ派であることへのこだわりを持つ方々への理解を、幾らかは持っていただけるのではないかと思います。1点重要なことは、本人確認が必要な手続はマイナンバーカードが必要となりますが、その普及率は現在まで、国を挙げてマイナポイントの付与などの措置を講じてやや伸びてはきましたが、100%にはまだまだ及ばない状況でございます。あくまでデジタルに理解をいただけない方々に対して、事務作業も煩雑とはなると思いますが、従来の手法による紙での対応も並行して住民サービスを行いながら、徐々に理解を得られるように進めていかなければならないと思いますが、この点についても町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員から御質問の、「書かない窓口、行かない窓口への取り組み」についてお答えいたします。

まず1点目の、自治体窓口DXの取り組み状況ですが、令和2年12月、政府において策定された自治体DX推進計画により、自治体が重点的に取り組むべき事項が示され、以降デジタル庁の指揮の元で、全国の自治体において、各種の取り組みが行われているところです。

当町におきましては、国が示します重点取組事項である、マイナンバーカードの普及促進、政手続のオンライン化、自治体情報システムの標準化、共通化等について、順次取り進めており、今後、北海道が実施する専門的知識を有するアドバイザーによる助言や支援等を行う自治体DX推進事業により、各種支援等を受ける予定となっております。また、

自治体窓口DXについては、これらの当面取り組むべき重点事項と並行して情報収集に努め、今後検討を進めて参ります。

次に、2点目の、書かないワンストップ窓口を実現させる支援に係る町の取組み状況ですが、当町においては、手続きに来庁された町民の方へ、システムによらず、複数の部署が連携し、ワンストップ対応を実施しておりますが、町民の皆さんの更なる負担軽減や、業務効率の向上のため、今後、窓口DXに関する情報収集や先進地の事例等を研究して参りたいと存じますし、これらを具体的に推進することとなった段階において、国の窓口BPRアドバイザー派遣事業の活用も有効であると認識しております。

次に、3点目の、窓口業務のオンライン化による行かない窓口についてですが、当町においては、国が運営するマイナンバーカードを利用した、パソコンやスマートフォンなどの携帯端末を利用して閲覧できる、マイナポータルにより転入手続きや、国が指定する子育て関係及び介護関係の26手続きについて、オンライン申請が今年度より可能となっております。なお、国により必須とされていない、その他の各種行政手続きに係るオンライン化につきましては、その必要性が十分に求められているものについて、順次検討して参りたいと存じます。なお、このようなデジタル技術の導入には、各種補助金を活用してもなお、相当の費用負担が見込まれることから、行財政改革を進める現状において、その必要性について十分な検討が必要であることから、先進自治体や近隣市町村の状況も踏まえ進めていくこと、また、新たなサービスの提供に対応することが難しい方への、フォローや配慮に係る視点をもって、対応を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○1番（竹中進一君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の、「JR跡地利用と道の駅ゾーンについて」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井益幸です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、JR跡地利用と道の駅ゾーンについて質問いたします。

道の駅整備事業は、先般の6月定例会にて、同僚議員が触れられましたが、答弁の中に、国保診療助改築を優先し一旦留保、実施年度を先送りし新冠町にふさわしい道の駅にすべく、協議検討を継続しておりますと答弁がございました。過去に道の駅リニューアルを進めるとして町長は就任以来、JR用地も含め調査検討をしてこられました。道の駅周辺は未来のまちづくりの可能性を十分秘めていると考えています。現在は、JR跡地利用と道の駅ゾーン構想に対するビジョンが示されていない状況です。一方で、町民生活の質を低下させることなく、道の駅ゾーン一体でまちづくりを考えたとき、町内外に対しまして、まずは新冠町の玄関口、中心部として一部改良が必要ではないかと考えます。今後も、駐

車場の混雑が検討課題として挙げられます。混雑緩和に向けての一部改良、リニューアルも必要な考え方と思います。また、すっきりとした印象や雰囲気づくり、ゆとりのある外観スペース、トイレのリニューアルはお招きする上で、道の駅の目指すところと認識いたします。また、ゾーン事業者とも意見交換や議論を重ねて、道の駅ゾーンを計画的に整備することが必要と考えます。また、日高自動車道、新冠インターチェンジの開通を見据えたとき、道の駅ゾーン、レ・コード館を使用する際に駐車車両の増加により、駐車場が混雑することが懸念されます。このことから、計画的に駐車スペース等も整備する必要があると考えます。

現在、検討の隣接するJR線路用地の譲受け区間は協議中であり、利用は明確になっていないと思います。線路用地を含めた道の駅ゾーンの整備を図り、線路跡地利用としまして、アクセスしやすいよう提案したいと思います。道の駅裏のJR跡地は、地面がゾーン用地と高低差があり土盛りして高さを合わせるなど、必要性と、合わせる必要性と車両を通行しやすく通路の拡幅が必要と考えます。また、裏通りを一般的に活用し、正面駐車場や第2駐車場へのアクセスをしやすくしたほうが利便性も向上いたします。民間事業者にも配慮し裏通りを活用することで、交通量の緩和を図ることはいかがでしょうか。

2点目は、拡幅したことにより道の駅事業者のプレハブなどを置ける物置スペースを確保してはどうかと考えます。一方で、もしも利活用が計画的に実施されず、現状のまま全く手つかずのまま放置された場合、過疎化が進んだ印象を与える恐れがあると思われまます。また、当町といたしまして、草刈りなどの環境整備の維持費が課題となり、財政への懸念が考えられます。今後は新冠ふるさと祭りが4年ぶりに開催され、お祭り会場を第2駐車場に移動しても盛況でありました。一方で課題もあったと思いますが、将来を見据えたとき、第2駐車場はイベント広場として使用する際は、拡張舗装工事等の整備する必要があると考えますが、3点について、町長の所見を伺います。1点目、道の駅ゾーン付近における線路用地の使用目的の考え方は。2点目、ふるさと祭り会場はレ・コード館第2駐車場でありましたが、課題等はあったのか。また、今後も同会場とするのか。3点目、第2駐車場の案内看板を国道沿いと駐車場敷地内に分かりやすく設置する考えは。また、イベント広場にも使用できるよう、駐車場の拡張舗装工事する考えは。以上です。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の御質問内容につきましては、通告内容に肉づけされている内容もございますので、答弁にかみ合わないことをお許し願いたいというふうに思います。

それでは、酒井議員から御質問の、「JR敷地用地と道の駅ゾーンについて」にお答えいたします。

令和7年度において、日高自動車道インターチェンジが新冠町に開設されます。当町にとっては、待望のインターチェンジ開設であり、多くの町民が待ち望んでいることと思

ます。インターチェンジの開設により、当町から道央圏など主要都市へのアクセス性は高まることはもちろんのこと、当町へのアクセス性も高まることから流入人口は増加するものと考え、地域経済への好影響が期待される反面、交通量の増加から交通混雑のほか道の駅、レ・コード館が位置する、道の駅ゾーンは、駐車スペースを含めて混雑する機会が増加することが予想されます。このことは、8月31日に開催した道の駅関係者会議においても関係事業者から問題提起されており、町としても切迫する問題と認識し、今後関係者の意見を踏まえ、方策を築いていく必要があると考えております。

そこで、質問の1点目、道の駅ゾーン付近における線路用地の使用目的の考えについてですが、JR線路用地については、本年6月9日の所管委員会で説明したとおり、町はJRからの譲受け用地区間を確定させ、現在はJR北海道と関係省庁が線路用地の譲渡に向けた事務手続きを進めているところです。手続きが終了次第、新冠町への譲渡が行われることになっており、本年度中に譲渡手続きを終え、当町へ譲渡される予定であることは所管委員会で説明したとおりです。線路用地取得後における用途目的については、隣接する第二駐車場の利活用や道の駅エリアの線路用地の利用協議が必要になると考えていますが、協議に当たってはインターチェンジ開設による影響、そして将来的な構想など多角的に分析、協議して行く所存でございます。

2点目の、お祭り会場として第二駐車場の課題については、今後お祭り会場を第二駐車場とするのか否か実行委員会の判断によるところでありますので、実行委員会によるふるさと祭りの検証協議と課題の把握を待って町が取り組むべき事項の協議を行う考えであり、現時点で町の考えをお示しすることは、控えさせていただきます。

次に3点目の、第二駐車場への案内看板の設置と第二駐車場の整備と活用についてですが、第二駐車場に係る整備については、先に述べました線路用地の利活用協議と併せて協議していくこととし、表示板の設置などは、道の駅ゾーンに係る整備の中で協議を尽くすこととします。

令和7年度のインターチェンジ開設は、当町への人の流れを生み出し、観光振興等さまざまな面でまちづくりに貢献する可能性があるものと期待すると同時に、交通混雑をはじめ諸々の環境変化が生じる可能性があると思います。町としては道路管理者など関係機関との連携、あるいは関係者との協議を十分に行い、最善の準備を行う所存ですので、ご理解をお願い致します。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再質問いたします。新冠ふるさと祭りは、人々をつなぎ、郷土を思うお祭りとして27年目を迎えておりますが、1日目は、雨天決行にもかかわらず、町長の行政報告のとおり、多くの町民をはじめ町外からも足を運ばれ、2日間で約1万3千人超えの人々が来場されております。このことから、毎年、子どもたちをはじめ、多くの町民が心から楽しみにされていると認識しております。第2駐車場の舗装工事につきまし

では、答弁の中に線路用地の利活用とあわせてとしかなかったのですが、具体的に判断の可否については示されなかったと思います。今後におきましては、実行委員会との協議、課題把握により、ふるさと祭り会場は第2駐車場で決定がなされたといいたします。町が取り組む事項で、主要部分の舗装化を一刻も早く要望されたといいたします。前向きに検討課題としてとらえていくおつもりはあるのかについて町長の御所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再質問にお答えしますが、過程での物事の判断というのは、今の段階で出来ないというふうに考えてございますので御理解いただきたいと思っております。その上で、答弁を申し上げます。さきの答弁で申し上げたとおり、今後のふるさと祭り実行委員会の検証結果を踏まえて、活用方法が見えた時点でJR敷地の譲渡状況を待って検討する所存であります。したがって現状において、するしないを明言することは差し控えさせていただきます。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○2番（酒井益幸君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「小中学校の熱中症対策について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 続けて、小中学校の熱中症対策について質問いたします。

道内でも温暖化や異常気象の影響で高温多湿となり、同僚議員も触れられていましたが、本年8月22日道内の小学2年生の児童が体育の授業の後、校舎に戻る途中意識を失い倒れ2時間後に息を引取りました。非常に痛ましい事故が発生いたしました。心から御冥福お祈り申し上げます。報道によりますと、熱中症の危険度を示す暑さ指数が、危険原則中止となっていたことを確認せず、野外での運動を行っていたことがあり、午前10時30分の校内の温度計で気温29度を確認し、危険域には達していないとの判断でございました。環境省が発表する暑さ指数が午前9時から危険で、運動は原則中止となる31度以上になっていることに気づいておらず、気温30度超えの気温に達することが極めてまれな地域で、環境省は熱中症の暑さ指数が正午時点で32.3度との運動の原則中止を求める危険とっておりました。

暑さ指数は、人体と外気との熱のやりとり熱収縮に着目し、熱収縮に与える影響の大きい3つの3つを取り入れた指数で、1つ目、湿度。2つ目、日射と輻射など周辺の熱環境。3つ目、気温による計測器、単位は同じ℃と用います。判断基準は5段階に分類されています。暑さ指数は、運動環境や労働環境の指針として有効であると認められ、多くの学校におきまして野外での体育授業の実施や、休み時間の外遊び、部活動の実施目安として用いられています。温度や湿度などの複数の環境要素をあわせて測定しているため、場所や時間により値が変動いたします。活動場所ごと、活動時間ごとに測定することが大切とされています。また暑さ指数計がない場合には、環境省が熱中症予防情報サイトで公開

しています。

道教育委員会は事故を受けて、同日中のうちに道内の教育委員会や学校長に、暑さ指数で危険度を把握し、体育活動や部活動の実施の可否を適切に判断するよう求めたとしております。当町におきましても、適切に熱中症予防に関する対策を講じていかなければ、事故が起こりうる危険因子となります。熱中症であります。暑熱環境にさらされた状況下での体調不良で体温が下がらない環境にいて、めまい、立ちくらみ、筋肉の硬直や痛み、気分不良、吐き気、だるさなどの症状が起こります。特に、低学年は体に熱がこもりやすく、体温調整がしづらいとされています。また、要因といたしまして、環境、気温、湿度が高い日差しが強い、エアコンなどが無い。2つ目、体調不良、低栄養状態脱水症状など。3つ目、行動、激しい運動、水分補給がしにくいなどによって起こるとされています。体育や部活動など暑熱環境で、極端な脱水を起こしやすい環境での熱中症は、後遺症のリスクが高いといえます。日常生活を送れなくなるほどの重度の後遺症を負ってしまうケースもあることから、安心安全に命を守るために、小中学校の熱中症予防対策について3点所見を伺います。1点目、熱中症予防対策と体調のチェックは万全なのか。2点目、暑さ指数に応じた運動制限の基準は明確化されているのか。3つ目、教室や体育館にエアコンを設置を検討したことは、以上3点について答弁を求めます。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久） 酒井議員からの、「小中学校の熱中症対策は」の御質問にお答えいたします。

1点目の、熱中症の予防対策と体調のチェックは万全なのかというご質問でございますが、学校現場における熱中症の予防対策につきましては、先ほどの小中学校へのエアコンの設置についてのご質問で答弁しておりますとおり、屋外活動やプール学習を含めた体育授業と中学校における部活動の中止のほか、水分補給を随時行えるような措置、下校時のスクールバス待機場所の屋内への変更、児童生徒と保護者が熱中症の危険性と対策を認識するよう周知や呼びかけ等を行うことで、熱中症の要因とされる、環境条件、身体の状態、行動について対処して参りました。また、体調のチェックにつきましては、教員間で注意意識を共有の上、朝の会や授業毎の問いかけのほか、管理職が校内を見回り児童生徒の様子を観察するなど、熱中症に限らず体調不良者を早期に発見する対応を行うことで万全を期しているところであります。

ご質問2点目の、暑さ指数に応じた運動制限の基準は明確化されているのかでございますが、学校においては熱中症の予防措置として、環境省が発表する、暑さ指数の数値に基づき、日常生活や運動の実施可否等を判断することとされております。今年度におきましても、5月以降、道教育庁より学校における熱中症対策の一つとして、暑さ指数の活用について繰り返し通知があり、日本スポーツ協会の指針に基づいた暑さ指数に応じた運動制限等についての基準が明確に示されておりますことから、学校における活動の判断材料と

して明確化されております。

最後に、3点目の、教室や体育館にエアコンの設置を検討したことはあるのかというご質問ですが、暑さ対策の問題は今年度の特別な暑さを受けて急遽生じた課題でありますことから、これまで学校施設へのエアコンの設置について具体的に検討したことはございません。近年は、暑さやコロナ対策としての換気と蜂等の虫の侵入を防ぐため、一部未整備でありました教室等の窓の網戸について順次整備を進め、昨年度、学校が要望する全ての窓へ網戸の設置が完了したところであります。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再質問いたします。学校での熱中症にある熱中症による重症化や死亡事故は、ほとんどが体育スポーツ活動によるものとされております。部活動におきましては、野外で行われるスポーツ、または屋内で行われるスポーツでは厚手の衣類や防具をし、着用するスポーツで多く発生する傾向があります。また、学校行事など、部活動以外のスポーツでは、長時間にわたって行うスポーツで多く発生する傾向があります。体育やスポーツ活動によって発生する熱中症はそれほど高くない気温でも、湿度が高い場合に発生することが特徴とされています。

先ほど冒頭で申しましたけれども、道内における痛ましい事故後に、道教育委員会は、暑さ指数で危険度を把握し、体育の授業や部活動の実施の可否を適切に判断するよう、文章で道内の各教育委員会に注意喚起しておりましたので、2点伺います。

1点目、熱中症防止の観点から、過去に、これ道外でありますけれども、道外の教育委員会で事故後に検証委員会を立ち上げた事案では、熱中症予防に関する教育マニュアルや指導計画、部活動の基本方針、新任の先生に熱中症対策の研修を行っていないなどの事案がございました。改めて、指導は十分にされているのかについて。

2点目、新冠中学校は暑さ指数計で計測し、体育の授業部活動を判断基準としておりましたが、新冠小学校では、環境省のサイトを確認しておりますが、新冠小学校でも暑指数計を購入すべきと思いますが、御見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、熱中症対策に係る教員への指導ということではありますが、道教委より示されております、熱中症危機管理マニュアルと、学校との共通認識事項としてしているところですが、7月の町校長会議において、改めて2学期に向けた具体的な暑さ対策について協議し、校長を通じて各教員へも十分な指導と共通理解を図っているところです。また、このたびの熱中症警戒アラートの発令の際には、私から直接、各校長へ連絡いたしまして、状況の把握等共通した対応について指示をしたところです。

2点目の暑さ指数計であります。その時間その場所における活動内容の判断材料とするよう次年度に向けて、小学校及びドレミ園においても整備をすることで取り進めており

ます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再々質問いたします。異例の暑さで、教育現場では苦勞されながら十分に対策されていると思います。現在、小中学校での空調対策は、風通しをよくする換気と扇風機をしている、使用している状況などです。先ほど同僚議員の答弁にもありましたように、様々な状況を鑑み、様々な状況を鑑みますと、理解出来ますけれども、一方で、エアコン設置などの環境も学校によっては本来差があるべきではないと思います。子どもたちは、等しく教育を受ける権利があります。また、学習意欲向上のために空調の改善は必要と思います。昨年の9月現在での道外小中学校のエアコン設置率は95.7%。道内におけます設置率は16.5%、この大きな差をなくしていくことは、道初めとする、町の今後の課題であると思います。先ほど、町長、教育長の答弁でありましたように、来年度以降調査検討いたします、検討していくとのお考えが示されました。苫小牧市では9月定例会に、地方創生臨時交付金を財源にスポットクーラーを小中学校に全教室分600台ほど購入しようと計画しています。異例の厚さで無いよりはあったほうがよいと報道されておりました。次年度以降、中学校の老朽化問題も含め、つなぎ目のつなぎの役割といたしまして、当町におきましてスポットクーラーを検討するお考えについて御見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。さきの武藤議員の再質問の中で、総合教育会議の町の立ち位置で答弁をさせていただいたとおりですので、御理解願います。

○議長（氏家良美君） 以上で酒井議員の一般質問を終わります。

次に、中川信幸議員の、「令和6年度予算編成に当たっての基本的な考え方を伺う」の発言を許可いたします。

中川議員。

○8番（中川信幸君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問いたしたいと思えます。

令和6年度予算編成に当たっての基本的な考え方を伺います。次の4点について質問いたします。

まず1点目、行財政改革を進めていくべきだと思うが考え方を伺います。新冠町の財政は決して裕福ではないので、しっかりと行財政改革を進めるべきだと考えるが具体的な考え方を伺いたい。

2点目、補助金の見直しを考えてはどうでしょうか。各団体、振興会、色々な組織に補助金を出しているが、果たしてその効果はどのぐらいあるのか、検証が出来ているのか伺います。余り効果がないのなら、この際思い切って減額する必要があると思うが考え方を

聞かせたい。

3点目、交付税の増額は考えにくい中での予算編成は、今までどおりには出来ないと思う。その中での予算編成はさらに難しいと思うが、考え方を伺いたい。

最後4点目、公共施設の老朽化に伴って改修と改善をどのように考えていくのか伺いたい。診療所の改築で、多額の資金を投入するわけであるが、近いうちに恵寿荘の改築、学校の改修等も出てくるので、これから数年はハードな事業が続くと考えられます。そのため先ほど申し上げた、行財政改革補助金の見直しを早急に進めるべきだと考えますが町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 中川議員から御質問の、「令和6年度予算に当たっての基本的な考え方について」お答えしたいと思います。通告に肉づけされている部分もございますので、かみ合わない部分が出てくることを御承知おき願いたいというふうに思います。

まず、1点目の、行財政改革の推進についてですが、今後の地方財政については、厳しい状況に置かれる事が予見され、当町においても人口減少に伴う町税の減収、少子高齢化の更なる進展による社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増加などが見込まれており、財政運営は極めて厳しい状況になる事が想定されるため、財政の現状と今後の財政見通しを明らかにしながら、効果的な行財政運営の構築と持続可能な財政基盤の確立を図るため、昨年10月に新冠町財政計画を策定し、今後10年間の財政見通しを明らかにするとともに、収支改善のための具体的な方針をお示したところであります。

本年1月に、私を本部長とする行財政改革推進本部を設置し、現在、財政健全化に向けた取り組みとして、各種事務事業の見直しを行うべく、全職員による事務事業の評価と検証作業を終え、今後の方向性について整理ができた段階で、これまでと大きな変更を伴うものについては、議会に対して報告、協議等を行いながら、アクションプランに移行させ推進して参りたいと考えております。また、第三セクターである、有限会社日高軽種馬共同育成公社及び、有限会社にいかつぷホロシリ乗馬クラブにつきましても、総務省の指針及び、株主の皆様にご迷惑をお掛けした、株式会社新冠ヒルズの解散に至った経験も踏まえ、今後のあり方などについて、検討しなければならないものとも考えているところです。

次に、2点目の、補助金の見直しについてですが、補助金は行政の補完的な役割を担い、様々な分野において、施策の目的を効率的に実現するための、有効な手段ではありますが、一旦補助が行われると、その効果が十分に評価検証されないまま継続され、固定化するという側面もあるため、毎年度予算編成時において補助事業に関するチェックを行い、その補助金事業が、町民から理解を得られる適切な内容であるかという視点で確認検証を行っております。また、現在進めている財政健全化に向けた取り組みの中でも、各補助事業について評価検証を進めております。

次に、3点目の、地方交付税と予算編成についてですが、地方交付税は、どの地域に住む住民にも、一定の行政サービスができるよう財源を保障するため、地方公共団体間の財源の不均衡や財政状況を考慮して配分されています。普通交付額算定の際は、国勢調査による人口や世帯数などの統計数値が主に用いられていることから、人口減少により交付額が年々減少していくことは、避けられないと考えられます。このような中、原油価格や物価高騰等の影響により、歳出の増加が見込まれることから、これまで以上に厳しい財政運営が予想されます。なかでも、資材価格の高騰による投資的事業費の増加や、少子高齢化の進展による社会保障費の増加は顕著であり、また、デジタル化に向けた情報システム関連経費の増大、老朽化する公共施設の維持保全など、歳出の増加は、令和6年度以降においても避けられない状況にあります。このことから、真に必要な施策の推進と健全な財政運営を両立させるため、予算編成においては、職員一人ひとりが経費削減を意識し、必要性、有効性、効率性、将来の影響等を再検証し、効果的な事務執行に努めるとともに、財源の確保に最大限努力し、限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを行い、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先することを念頭に、予算編成に取り組んで参ります。

次に、4点目の、公共施設の老朽化による改修についてですが、現在、町内にある公共施設の約40%は、建築後30年以上を経過しており、今後、多くの公共施設が更新の時期を迎えることになるため、老朽化対策や大規模改修等の維持管理費による財政負担の増加が財政全体を圧迫し、町政運営に大きな支障をきたすことが懸念されています。公共施設を取り巻く状況変化への対応は、全国的な課題となっていたことから、国において平成25年にインフラ長寿化計画が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されました。これに基づき、当町においても、現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、改修、更新、長寿命化を計画的に推進することを目的とした、新冠町公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定、令和4年度に計画の見直しを行い、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定めました。現在、総合管理計画に掲げた基本的な方針に基づき、個別施設ごとの修繕や更新、長寿命化改修などを計画的に行うため、新冠町公共施設等個別施設計画の策定を進めており、策定後は、この計画に掲げる方針を基本的な考え方として、施設管理を進めて参りますが、これまでのように公共施設を整備してきた時代とは社会状況が大きく変化し、人口減少や少子高齢化が進行する中で、施設をどのように維持し有効に活用していくか、更には、機能の統合や取壊しといった事も視野に入れながら、施設の適正な配置と効率的な管理運営に努めて参ります。

以上を踏まえ、今後予定している国保診療所や老人ホーム、そして中学校の建替といった大型建設事業を控えた中で、行財政改革は、避けては通れないものであり、職員一人ひとりが行財政改革の意識を高め、経営的視点を持ちながら行財政運営を進めて行くこと、併せて、産業団体や各種団体及び、町民の皆さんにもご理解とご協力をいただき、推進することが必要となります。令和6年度の予算編成はもとより、安定し持続可能な財政基盤

を確立するため、徹底した歳出の抑制・効率化を図っていくとともに、歳入確保に着実に取り組み、収支均衡が図られた持続可能な財政運営を目指し、財政の健全化に努めて参りますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

中川議員。

○8番（中川信幸君） 昨年度、総務課より財政推計10年先の発表をされまして、それを見たところ、決して財政は良いとは言えない状況でした。そのことを踏まえて、この際町長は思い切って決断するべきだと思いますので考え方を伺います。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 中川議員の再質問にお答えします。さきに述べたとおりではございますが、その必要性が生じた場合は、私は責任を持ってその方向性を示してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○8番（中川信幸君） ありません。

以上で中川議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時10分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。村田貞光議員の、「新冠町の名を知ってもらうための全国PR活動について」の発言を許可いたします。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 4番、村田貞光です。議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い、新冠町の名を知ってもらうための全国PR活動についての一般質問をいたします。

全国には地名の読めない、難読地名市町村が沢山あります。特に北海道はアイヌ語を語源とした難読地名が多く、新冠町もその一つと言ってよいと思っています。地名の知らない方は皆さん口をそろえて、「しんかんちょう」と読むことが多い。また、場所についても分からない方が多く、多くの方は北海道のど真ん中を示し、ある村との勘違いをしている方が多い状況です。私は昨年、札幌にて30代の方にそのように言われ、寂しい思いをしたことを覚えております。意外と町の名前が浸透していないことが分かりました。それに対して何か対策を考えてました。大狩部においての「ポツンと一軒家」のテレビ報道、「出川さんの充電させてもらえませんか」のテレビ報道があり、いずれも福岡と京都のほうからの友人からですね、連絡が来るぐらい反撃があり、テレビの報道の力の強さを感じた次

第でございます。視聴率はゲストの人気にも左右されますが、それぞれ番組の視聴率も15%以上と高評価、多くの方々が視聴され、町の宣伝につながったと思っております。また、番組等をつくらなくても、広告宣伝の方法はたくさんあり、短い動画等で知名度を高めることが出来ます。

現在の新冠町の実情を考えると、早急にさらなる対策を打たなければ10数年後、新冠町の存続が困難な状況にまで来ていると思います。私思うに、全国人口1億2300万人に対して知名度はほとんどなく、強いて言えば、競馬関係者、競馬のファンの方々が知っている程度です。まだまだ新冠町が知られていない状況と判断しています。全国に定住移住のPRを進めるにしても、新冠町がどこにあるのか、どんな町なのか、どんな特徴があるかなど、全ての国民に情報を届けることが大事だと思っております。自治体向けのCM広告は、まだまだ普及されていませんが、町を知ってもらう広告としては、非常に有効だと思っております。私は、これから、良いまちに人が流れ、それぞれ人の奪い合いになると思っております。他町が動く前に整備していくことが大事だと思っております。今以上に費用をかけた宣伝を実施し、町発展につなげていくことが必要と考えます。そこで2点、町長の所見を伺います。

1つ目、今後どのような形で新冠町のPRを考えているのでしょうか。2点目、テレビを通したコマーシャルは、多くの方々が視聴する絶好のPRと考えていますが、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 村田議員から御質問の、「新冠町の名を知ってもらうための全国PR活動について」にお答えいたします。

町をひろくPRすることは、町に対する興味、関心を生み出し、町を訪れる観光客の増加につながり、更には町を知ること、移住を検討していただく可能性も高まると考えます。その意味では、町をPRする取り組みは町の振興政策となり、また地域間競争力が向上することで、まちづくりの質的向上をもたらすものと考えています。PRは、商品の販売やサービスの提供のように広く不特定の大衆に情報発信や、広告を行うことで事業目的を達成するものもあれば、一定の世代や地域にPRすることでより事業効果を発揮するものもあり、その手法は目的に沿って適切に判断し、効率的に行わなければなりません。

質問にあります、定住移住を進めることを考えたとき、町が行うPRは、移住を検討する方に適切な情報を発信することが必要であり、このことは商品販売のように不特定多数を対象として広告を行い、受け手側の購買意欲を喚起するようなものとは異なり、PRの明確な目的とターゲットを設定し、効率的なPR事業を行うべきものと考えています。従って町としては、現在行っているホームページをはじめ、各種ソーシャルメディアを活用した方法を主体としてのPR活動を継続するとともに、また北海道等が行う移住相談会等の開催の際には、積極的に参加することを基本にPR活動を展開する考えでございます。

質問の中にある全ての国民、1億2000万人を対象としたテレビコマーシャルの活用は、高い広告費の問題はもちろんのこと、数秒のスポット広告によって当町の魅力が受け手に伝わるかということについて、極めて疑問であり、費用に対する効果を説明することができないことから、町の公告としては、適切ではないと考えます。またテレビコマーシャルによって町の認知度を高めることで生まれる具体的効果も定かではないことから、行う考えはありません。これまで私自身、当町を訪れた方に町を案内して歩く、あるいは町のパンフレットを道外の方にお配りするなどを行ってきました。その中で感じていることは、町のPRは、単なる一過性の宣伝やコマーシャルではなく、受け手の感情や共感を引き起こし、印象に残るPRを行うことが大切だということであり、今後においても、誠実で、適切なPR活動を行うことで、町の情報を適時、求めている方々に発信し続けて行くことを大切にしたいと考えております。またPRが人を惹きつけるのではなく、まちづくりが人を惹きつけるのが本来であり、数十年後、新冠町が魅力あふれる町として存続しているよう、まちづくりに専心努力を続け、その結果多くの方が新冠町に対し興味と高い関心を抱いていただくよう努力して行く所存であることを申し添え答弁と致します。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○4番（村田貞光君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「公共道路の維持管理について」の発言を許可いたします。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 通告に従い、公共道路の維持管理についての一般質問をいたします。

当町の公共道路は、先人の方々の努力により、すばらしい発展を遂げています。国道、道道、町道の整備が進み、町内の隅々まで舗装が整備され展開されています。特に大きな幹線となる道路については、歩道も整備され、通行人等の安全も確保されています。しかし、道路整備が進む反面、道路敷地内の維持管理が行き届かなくなっていると考えます。特に車道と歩道との間の雑草が目立つようになり、折角の道路整備が台無しとなっています。町内を見渡す中で一部の個人、企業で草刈り清掃等に御協力いただき、維持管理されている箇所も多数ありますが、まだまだ全体的な維持管理が必要な状況と判断します。

私は、公共道路は、町の顔にもつながってくると考えます。きれいな街に人は引き寄せられ、集まってくると思っています。特に公共施設、飲食店、観光施設の周辺は、収益にも比例すると考えますので、町の住民全体の協力をもって今以上の維持管理が必要だと思っています。私は、現状の通過型の町から滞在型の町の転換期と考え、10年後の新冠町の発展を見据えた上で、町全体のレベルの向上を目指し、町民一体となった取り組みが必要と考え、さらなる維持管理を求めなければならないと考えます。現在においては、職員による定期的なパトロールを実施し取り進めていると思いますが、今以上の強化が必要だと思っています。協力をいただいている町民、企業等にかかわらず、幅広い声かけ、コミュ

ニケーションがなければ、維持出来ないと思っております。あわせて、国道、道道においても同じく管理者に対しての声かけが必要だと思っております。また、近隣町では街をきれいにする条例があり、国道に限っては沿道にある企業と協定を結び、花壇整備を通して道路の美化活動を実施しております。町のイメージアップ、人々を寄せつける活動としては非常に有効と考えますので、参考にしてはと思っています。

さらに、清掃面については、以前、当町において、年2回の町民向けの特別清掃日を定め一斉清掃を実施しておりました。新冠町、町民、企業が一体となり、維持管理する事業としては大変よい事業だと思っております。復活する考えはないでしょうか。

全体を通して、町長の所見を伺います。まず1つ目、国道、道道路線に対する道路敷地の維持管理について、それぞれの管理者との連携体制はどのように対応しているのか。2つ目、町道の道路敷地の維持管理体制については、どのように対応しているのか。3つ目、国道、道道、美化対策を実施する考えはないか。4つ目、町民向けの特別清掃日、年2回の復活する考えはないでしょうか。以上4点について、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 村田議員から御質問の、公共道路の維持管理についてにお答えいたします。

ご質問の維持管理に関しまして、国及び北海道の管理施設についての内容も含まれておりますので、お答えできる範囲での答弁となりますことをご了承ください。まず、ご質問の1点目、国道、道道路線に対する道路敷地の維持管理について、それぞれの管理者との連絡体制は、どの様に対応しているのかについてですが、ご承知のとおり、国道は国が、道道は、北海道がそれぞれ管理しており、双方ともに、委託業者による年1回の路肩の草刈りに加え、春先には道路沿いのゴミ拾いと路面清掃を実施しているものと承知しております。このことを踏まえ、国・北海道とは日ごろから、情報交換や要望を含め、その都度、担当者間での連絡を取りあっているところです。

次に、2点目の、町道の道路敷地の維持管理体制について、どの様に対応しているのかについてですが、町道につきましては、新冠及び節婦市街地を除く全路線について、業者委託や自治会への委託により、年2回の草刈りを実施しております。また、これらの路線の路面清掃につきましては、毎年5月に新冠建設協会のボランティアにより実施していただいているところであります。

次に、3点目の、国道、道道の観光目線での美化対策を実施する考えはないのかについてですが、太平洋と牧歌的風景に囲まれた日高管内の国道を観光資源として捉え、管内7町と関係団体は、シーニックバイウェイの取り組みを現在進めています。シーニックバイウェイ北海道推進協議会が推進する同事業は、自然美を強調した道路をシーニックバイウェイのルートとして指定し、道路を観光資産として活用する取り組みですが、管内7町と関係団体は日高の国道のシーニックバイウェイ指定に向け取り組みを進めているところで

す。現在は、候補ルートとしての登録を終えたところであり、今後正式な指定を受けるべく課題解決など更なる取り組みを推進するとしています。指定を受けた際には、日高の国道も他指定区間と共に魅力ある道路として広くPRされることとなります。

このように観光の視点に立った道路の取組みは、関係する町と団体が協力することで効果的な取り組みになるものと考えます。対照的に町が単独で国や北海道が管理する道路用地を観光の視点から美化対策を講じることは、様々な問題があります。まず第一に、広範囲に及ぶ道路延長を管理する上での、予算の問題があります。このことは、実施箇所を限定したとしても、継続して行うことで町にとって大きな財政負担となりますし、更には国・北海道の管理用地に多額の町費を投入することへの疑問が生まれることは言うまでもありません。また、国や北海道が管理する道路を町が美化事業として管理を施すとき、作業上の安全管理に対する責任の所在などにおいて、問題が生じることとなります。町としては、それぞれの道路管理者が適切な維持管理を実施することで美化対策につながることを基本と考えますので、これまで同様、国と北海道に適時適切な道路管理を求めて行く考えでございます。

最後に、町民向け特別清掃日の復活についてですが、議員も特別清掃日が廃止になった経緯はご承知と存じますが、平成に入り、環境に配慮したごみ処理が求められ、分別やリサイクルなどが普及したことに加え、当町では、万世塵芥処理場が閉鎖となったことを受け、平成10年度末をもって特別清掃日は廃止となっております。現在は、各自治会が、自主的に清掃事業を実施したり、役場職員と産業団体が行う、マイタウンクリーン運動に加え、社会貢献活動などが行われており、いずれも美しい環境を守るという町民の皆様の主体的な取り組みが継続されておりますので、町はごみ袋を提供するなどして、それらの活動を支援させていただいております。

現状、地域の自主的な活動が展開されている中において、町が直ちに特別清掃日を設定する考えはありませんし、何よりも実施者となる単位自治会の意向確認や協議も必要案件であると考えますのでご理解願います。

次に、質問内容の中に通告はなく、維持管理と町民、企業への声かけがどのようにリンクするのかが理解出来ませんが、私は就任以来一貫して、来庁者をはじめ、接客や対応については真心を持って接するよう指示し、町内外の来訪者から高い評価を得ておりますし、どの市町村にも劣らない職員であると自負し信頼もしております。したがって、御指摘のコミュニケーションの在り方につきましては、これまでと同様の対応を図ってまいります。また、条例の参考事例を提案いただきましたが、これには、町の置かれた環境や状況が大きく作用するものと考えますし、何よりも、美化に対する住民意識の高揚が大切と考えます。したがって、諸条件が整っていない中での、自治基本条例の制定は、少子高齢化が進む実態にあって、多くの町民や町財政に負担を強いることにつながりますので、現時点では考えておりませんので、あわせて御理解願います。

以上、お答えさせていただきましたが、改めて、町道管理に関しまして申し上げますが、

現段階で、草刈りの回数を増やすことや、業務範囲の拡大は考えておりませんが、事故の危険性や特別な事情に対しましては、適宜対応させていただく考えでございます。不十分と見受けられるか所もあろうかとは存じますが、限られた財源の中での維持管理には限界も生ずることを重ねて御理解願います。私は、町民の安心安全な暮らしのために、引き続き、適時適切な行政要望活動や町道管理に努めてまいり所存であることを改めて申し上げ、答弁いたします。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 今いう現状は分かりました。ただ私が言いたいのは、これから高速度道路の開通等、いろいろなる上です、多くの方々が新冠町を訪れることが、物すごく多くなると思います。現状はですね、僕は高江のところから中学校の間までは、非常に恥ずかしいとは思っております。そういう部分ですね、もし、町のほうで協力出来ないということであれば、積極的に道のほうにですね訴えながらですね、きれいな町を維持していただければなというふうに思います。以上答弁は要りません。

○議長（氏家良美君） 以上で村田議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第46号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第46号、令和5年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費から質疑に入ります。2款総務費、1項総務管理費、議案の11ページから12ページ、予算説明資料はありません。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、13ページから14ページ、3項戸籍住民基本台帳費、予算説明資料1ページ。ありませんか。

酒井委員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。14ページの委託費、マイナンバーカードガイドブック作成費委託料と本人確認書類裏面の印字システム保守委託について伺います。この事業は恐らく国の事業だというふうに思われますけれども、このガイドブックにつきまして、説明資料によりますと、取り扱いを分かりやすくまとめたガイドブックを作成し、利用者の理解を深めるということ、おそらく今、マイナンバーカードの取得率が関係しているのかなというふうに思うんですけれども、この詳しい説明と、あとその裏面の印字システムについて、これは身分証明書だとか保険証に使用する、その住所だけを、免許証

みたいな、運転免許証みたいな扱いなのかどうなのか、この2点伺います。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） まずマイナンバーカードブック製作配布事業につきまして、マイナンバーの利活用、交付後の管理、有効期限の説明、紛失時の対応と、これまで口頭で説明を行ってきたんですけども、国の一連の問題を受けてですね、詳しく印刷したものを渡したほうが効果的だろうということで、パンフレットを作成し配布することによって、利用者の理解を深めようとするもので、するものと考えて作成するものでございます。

続きまして本人確認書類印字システム購入及び保守点検、これにつきましては資料にも記載しておりますが、マイナンバーカードに記載された氏名及び住所に変更があった場合については、カードに新しい氏名または住所等を記載し、カードの情報を更新する必要があります。現在まで手書き対応しておりましたけども、見えづらいということで苦情もいただいておりますので、また、事務の時間も要していたということもありまして、事務の時間を軽減する目的でこれを購入したいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 理解はしました。それでガイドブックに関しましては、これから作られる方に窓口でお配りするものなのか、全町民に対して配布するものなのかが1点と、そのプリントの印字に対しては、どのぐらいの費用を想定しているのか、この2点お願いします。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） ガイドブックの配布につきましては、これから来る町民の方に配布するとともに、窓口にも置いといてですね、自由に持って行っていただくことを想定しておりました。印字システムの備品購入の部分ですけども、100万円程度ということになってございます。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 最後になりますけれども、窓口にお配りだけでなく、町政事務委託文書が配布されているわけですから、それと一緒に配り考える考えはあるのかないのかについて伺います。

○議長（氏家良美君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 今回のパンフレットの大きな意味合い、職員の努力によってですね飛躍的に交付比率は増加しました。国の誘導策も含めてですね、町民の皆さんがそこに関心持っていただいた一つの視点の中に、ポイントがいただけるという部分で、随分の方が、随分多くの方々に関心を寄せていただいたというふうに思っています。

その過程の中で、今、いろんなその紐づけの問題であるとか、確認の不足の問題だとかということが出てくる。いわゆるこのマイナンバーカードが将来的にどういう利活用をすることが目的とされていて、今どんなことができるようになって、どんな問題があるのかということまでは、余り知られてない中において、問題が今ポンと出てきましたので、

窓口や電話の中でそういう、お問合せをいただく部分がすごく多くなっております。そういった状況を窓口の中で、少しでも分かりやすく、あるいは日頃から関心のある方がそれを手に取っていただいて、目にさせていただくことでその情報を、広く広めていきたいということでもありますので、これはこれの使い方をさせていただくと。そしてもう一方でもっと広くという部分で、町政事務委託文書の中で、別枠でマイナンバーの部分を知るということについては、これは担当課としては、これから時期を見ながらですね、考えていくことだろうというふうに思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番、竹中です。指数のことについてお伺いいたします。説明資料1ページです。4年度も5年度も100%の計画値となっておりますけれども、実績値はなかなかそこまではいかないということで、特に4年度などは目標値に達しなかったということで、ペナルティーなどはあるのでしょうか。また5年度もこれに達しなかったら、ペナルティーというものはあるのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） ペナルティーはございません。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） 直近のマイナンバーカードの保有枚数率をお伺いしたところ、77.9%ということで、ここに書かれている数字よりまだ上がってきているのかなと思います。なかなか100%というわけには5年度も難しいと思います。

それで政府のほうでまだ決定してるかどうかわかんないんですけど、これまた5年先まで先延ばししようということになっているようですけれども、そういう通知はまだ来ていないということでしょうか。またそれとそれから新冠町は77.9%、8月末。全国の平均で、7月末ですと70%。全国で最高の保有枚数率は宮崎県の80.3%ですから、本町の77.9%っていうのは大変健闘している、これ数字じゃないかと思うんですよね。地域まで出向いて行って、何とか普及率を上げたいという係の方々の懸命の努力が見えるわけですが、今年度中に100%をどうしても目指すということで指示を受けているのか。5年後の延長のことについては、何か通知等あるのかことについてお伺いします。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） まず1点目の、国から5年後先100%に持っていくよっというような通知が来てるのかという御質問だったと思いますけれども、これについては、うちのほうではまだ把握してございません。

2点目の、100%に近づけるのかということですが、国のほうで100%に近づけるということの目標を立ててございます。ただ、国の一連の騒動だとか不信心によって、なかなか100%難しいものにとらえております。議員に言いたいんですけども、情報として伝えたいんですけども、今、交付率は77.9%なんですけれども、申請件数で

はもう80%、85%を超えてるような状況なんですね。ですから、引き続き丁寧な説明をしながらですね、交付率向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番武田です。マイナンバー交付事務も、本当に大変な作業だということは想像にかたくないところです。今回の450万円の国庫補助による、OAシステム等への購入等によって、事務の負担軽減や効率化は、どれくらい図られるのかお伺いします。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 事務の軽減をどれくらい図られるのかという御質問ですけども、会計年度任用職員1名配置をするということで、今まで住民係2名体制の中で、住民票の交付だとか、戸籍謄本の交付事務を行ってきたと、それが通常業務だったんですけども今、マイナンバーカードの事務が追加で、プラスアルファになっていると。1名増加に伴いまして2名から3名で行うことができるので、分散化を図ることが出来まして、なおかつ券面印刷機を購入することによりまして、事務の短縮を図ることが出来ることから、大きく事務軽減を図ることができると考えております。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） 総務課長に伺います。会計年度任用職員採用につきましてはとにかく成り手不足の現状がありますので、様々な方法で採用に向けての努力をされると思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） これまでもいろいろな部署でですね、正職員それから会計年度任用職員というのを募集してきてですね、そういう中でなかなか応募する方がいないという実際現状もあります。今回この会計年度任用職員を募集するに当たってもですね、簡単に人が見つかるのかなあというのは、ちょっと不安な部分は実際あります。

通常はハローワークに行ってお募の、求人届を出して、それから町政事務委託文書で募集のチラシを入れてというようなことの一連の手続で行いますが、特に今回の場合はマイナンバーカードの、ある種ですね限定的な事務という専門的な部分もちょっとあるのかもしれないんですけども、こういったことを鑑みたときにですね、例えば近隣の町の住民係にいた職員で、今は退職されてるとか、そういう仕事をしてないというような方の紹介を声かけをしてもらいだとか、そういうようなやはり人探しっていうのを、また自ら動かなければならないケースになることも予想されるということです。これについては、もちろん担当課のほうともですねそういった懸念もある中で、既に一部そういった人がたにアプローチしてるということもあります。なかなかかしこしですね見つかってない部分もありますけども、今後も担当課を通じてそういった、ただ待つんでなくていろいろな方法の中でやっぱり人確保、探さなければ難しいんじゃないかなあというふうに総務課としては

ですね、考えておりますけども、できる限りですねこれ協力しながら、何とか人を探したいというふうには思っております。以上です。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、3款民生費に入ります。15ページから16ページ、3款民生費、1項社会福祉費、予算説明資料2ページから4ページ。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、17ページから18ページ、2項児童福祉費、予算説明資料5ページから6ページ。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、4款衛生費に入ります。19ページから20ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、予算説明資料8ページから9ページ。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、5款農林水産業費に入ります。21ページから22ページ、5款農林水産業費、1項農業費、予算説明資料はありません。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、23ページから24ページ、2項林業費、予算説明資料はございません。ありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番、武田です。有害鳥獣駆除対策事業で当初、熊の捕獲が15頭からさらに15頭分の補正ということです。今や新冠町も地域や場所を問わず、熊が人里に頻繁に出没し、ハンターの負担も増している状況にあると思います。

そこでお伺いします。ハンターの中でも熊の駆除や巡回に駆り出される、熊ハンターとして委嘱されている人は何人いますか。平均年齢と合わせてお尋ねします。また、熊の捕獲頭数の推移についてもお伺いします。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） まずハンターの人数ということでございます。新冠の猟友会所属が46名でございます。そのうち熊のハンターに委嘱している方の人数でございますが、18名ということでございます。平均年齢につきましては65歳。猟友会全体では58歳なんです。熊のハンターさんにつきましては、65歳ということでございます。それから捕獲頭数でございますが、平成の30年度には6頭でございます。元年から4年にかけては、13頭から15頭ということでございます。令和元年から4年まで、13から15ということです。以上です。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） 要請を受けた熊ハンターは、仕事の合間を縫っての出動が多く、長時間かかっても、必ずしも捕獲に至らないケースも多いと聞きます。拘束される時間や労力、あるいは危険に見合う報酬が得られているのか、現状はどうなっていますか。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 報償費でございますが、今回も捕獲に関する報償費ということで、1頭当たり2万円の報償費でございます。それからハンターが熊を捕獲するに当たりましては、目撃して箱罟を設置するということが主でございます。箱罟の設置に関しましては、1回箱罟を設置するに当たりまして1万円という、こちら委託料で予算措置しておりますが、この1万円と捕獲した場合には2万円ということで合計3万円の手当ということになります。見回りに関する経費ということでございますが、そちらにつきましてはこの箱罟の設置料という1万円の中で、負担していただいているということでございまして、やはり箱罟を設置いたしますと、毎日の見回りというものが基本になりますので、やはり設置してすぐ捕獲できれば費用は少なく済むんですが、やはり見つからない場合もございまして、そちらのほうはハンターさんの負担になってしまう部分が大きくなってしまいうという、いわゆるボランティアの要素が強いということになってございます。

この捕獲に関する費用に関しましては、それぞれの市町村が猟友会との間で協議をいたしまして値段を決めているのが実態でございまして、これが高いか安いかというのはちょっと、そこそこによって違うと思うんですが、当町におきましては今、現行この捕獲時2万円ということで、猟友会の方々とは折り合いがついているということでございます。以上です。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） 自治体によって支払われる報酬は異なると思いますけれども、手当が少額のため、値上がりしている車の燃料代や銃弾代は、自費で賄われることが多いのではないかと思います。どうなのでしょう。町財政は厳しいけれども増額を検討する、あるいは熊対策は全道的な問題でもありますので、国や道に対して上積みを求める考えはないか伺います。

○議長（氏家良美君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 今回計上させていただきました補正予算。年度当初に承認をいただいた事業内容と考え方に基づくことでの不足金額について、補正計上をさせていただいております。現下の情勢の中で、次年度の事業をどう改善を図っていかうか、そういう必要性があるのかということについては、新年度に向けた議論協議の中でする問題だというふうに考えております。今回はそういった趣旨の中での補正予算ということで、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番、竹中です。今の質疑にちょっと関連するんですけども、仮にこの13名のハンター、熊ハンターに対し、18名ですね。熊の数も増えて、しかもそれぞれ仕事を持ってる中で、もう少し熊ハンターっていうかその許可っていうのは、増やすことは出来ないんでしょうか。

○議長（氏家良美君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） その部分も先ほど武田議員にお答えしたようにですね、個体が多くなって問題個体となるようなケースも、多くなってきているという現状を踏まえて、熊対策をどう打っていかねばいけないかっていう部分の中で、そこは検討をしていかなければいけない部分だというふうに思います。

今、この報償費の補正要件の中にですね、そのことを含めたものは、今のところ持ち合わせておりませんが、次年度、将来に向けた問題としては、今、町としても担当課としても、認識をしておりますので、そこら辺につきましては新年度に向けた中でしっかりと検証していきたいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） 熊ハンターを認定するに当たって、何、どういった条件があるのでしょうか。何か難しい条件とかありますか。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 熊ハンターの委嘱につきましては、やはり熊ですので危険性が伴うということと、やはり経験値が必要でございますので、この辺は猟友会のほうに相談をいたしまして、その中で熟練だとか判断をしていただいて、その方を町は委嘱すると、そういうやりとりになってございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、6款商工費に入ります。25ページから26ページ、6款商工費、1項商工費、予算説明資料10ページ。ありませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。この事業は新冠温泉の施設の洋風風呂のタイルが剥がれたためというふうになっています。温泉は前にリニューアルをして、ある程度費用をかけて修繕したわけなんですけれども、この修繕とは違う場所で良いのかどうかということと、この2日間の点検のため2日間を利用し作業を行うもので、これは時間といたたらどのぐらいで、大体2日間も、乾かすのに2日間ということなんですけれども、面積的な部分も含めてどれぐらいの、どういう工事なのかについて説明願います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） まず前回のリニューアルの工事の際には、和風風呂のタイルの張り替えは行ってたんですが、洋風風呂のほうは行っていなかったということで、前回工事中にはこちらは入っていないということになります。工事に要する期間というのは、

これから詳細を詰めていく中で決まっていくことだとは思いますが、今、お風呂をクロージングして閉鎖している時間というのは夜中の、夜中の午前0時から5時までなんですが、この時間帯では、タイルの乾かし等を含めた工事は出来ないということでございますので、一定程度、3日なり4日なりの閉鎖して休業期間を使ってやらせていただきたいというふうに考えてます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、8款消防費に入ります。27ページから28ページ、8款消防費、1項消防費、予算説明資料ありません。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、9款教育費に入ります。29ページから30ページ、9款教育費、1項教育総務費、予算説明資料はありません。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入に入ります。7ページをお開きください。歳入の質疑はページごと一括して行います。7ページから8ページ、12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款道支出金、17款寄附金。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、9ページから10ページ、19款繰越金、20款諸収入。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入歳出全般にわたって質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、議案第46号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第2号

○議長（氏家良美君） 日程第5、発議第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会、長浜謙太郎委員長。

○9番（長浜謙太郎君） 発議第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について提案理由について説明させていただきます。

本意見書につきましては、令和5年8月16日付けで北海道町村議会議長会から議長に協力要請があったため、議会運営委員会として新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき意見書を提出するものです。詳細につきましては書面にて御確認ください。意見書提出先は記載のとおりです。御審議の上、採択くださるようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、議会運営委員会から提出されてますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、発議第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第6 発議第3号

○議長（氏家良美君） 日程第6、発議第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会、長浜謙太郎委員長。

○9番（長浜謙太郎君） 発議第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について提案理由について説明させていただきます。

本意見書につきましても、令和5年8月22日付けで北海道町村議会議長会から議長に協力要請があったため、議会運営委員会として新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき意見書を提出するものです。詳細につきましては、書面にて御確認ください。意見書提出先は記載のとおりです。御審議の上、採択くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、議会運営委員会から提出されてますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、発議第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

本案につきましてはそれぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第7 発議第3号

○議長（氏家良美君） 日程第7、発議第3号、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、武藤勝罔議員。

○7番（武藤勝罔君） 現行の健康保険証の存続を求める意見書について提案理由の御説明をいたします。本意見書は、竹中進一議員を賛成者として新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき意見書を提出するものです。

提案理由は要約して説明したいと思います。この意見書はあくまでも、来年秋に保険証を廃止することについて、現在毎日のようにトラブルが新聞等で報道されておりますけども、そういう問題がありますので、現行の健康保険証の存続を求めるものです。途中に書いてますように全国保険団体連合会でいろいろ調査してますけれども、今、出てるような不都合は、これは本当に氷山の一角ということですので、まだまだ沢山あると思います。現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化される恐れもあります。これは当初はもう任意で走ってたんですけども、事実上義務化される恐れがあると、そしてまたマイナンバー持たない人が、保険診療が受けられなくなるという、国民の命を守るちゅう点からいっても大変問題あります。よって政府においては現行の健康保険証を来年に廃止することを撤回し存続することを求めます。提出先は以下のとおりです。以上、御審議の上よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、全員協議会において、内容等の確認が終えておりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議ありの声がありましたので、これより議案第3号に対する質疑を行いたい。

発言を許可いたします。

中川議員。

○8番（中川信幸君） このことについては、国も確かにこういう問題があるということは認めております。その中で一昨日ですか、岸田内閣の改造したときに岸田総理も、これはきちっとした形で解決したいということで記者会見をしております。それでこのことを新冠だけ、全道でも少ないわけなんですよ、この意見書の採択された市町村は。そして全国においても都道府県、また市議会あるいは市町村議会でも少ないというふうに調べたら出ております。その中で新冠が先んじてこれを出すことはちょっと早いのでは、拙速でないかと思います。ということは、これから私一般質問で申し上げたように公共施設の老朽化等あって、総務省に対してまた国に対して、いろいろ補助金あるいは起債を仰がなきゃならないときに、新冠だけが総務省に反対するような意見書を出すのはいかがなもんかと思えます。それで何といいますか、岸田総理もきちっとした形で解決したいと言っておりますので、この意見書については、どういう考え方で出すのか答弁を求めます。提出者に。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） 緊急で質疑、質問いたしたいと思えます。本定例会初日に全員協議会が開催され、議会運営委員会において意見書については、全員協議会開催時に質疑討論を尽くして、本会議では質疑討論を省略し直ちに採決するほうに、採決に付するという報告をいただいております。審議をいたした議会運営委員会の議員が発言するということが、議会運営委員会の権威に及ぶと思えますが、その点については議長としてはいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 議会運営委員会でそのように決議したわけですが、特に意見があることについては、議長としては認めたいと思えます。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） 再度お願いしたいと思えます。町村議会の運営に関する基準140、委員会の運営中には、議会運営委員会の審議結果については、議員はこれを遵守することは当然であるというふうにならわれております。これにも反すると思えます。

○議長（氏家良美君） 議長といたしましては、それには反しないというふうな考えまして、許可したいと思えます。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） もう1回発言をお願いします。これは議員必携で全員に配られてる資料から、資料にこういうふうにならわれてるんですよ。それを認めるということになれば、議会運営委員会そのものの存在っていうものが無視されることになってますが、それでもよろしいんですか。

○議長（氏家良美君） 議会運営委員会では、その旨を決定するというではないということでは決定してありますので、今回異議があるということで、意見が出された分については、拒否するものではないということでは議会運営委員会で決まっておるものと理解しておりますので、今回は許可したいと考えております。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 全員協議会の開催時に、質疑討論をつくすチャンスっていうのは十分あったわけで、それを本会議にしなければならないという、しかもですよ議会運営委員会の議員、委員さんが、本会議でわざわざ発言しなければならないということにはならないと思います。

○議長（氏家良美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時19分

○議長（氏家良美君） 会議を再開いたします。

答弁から進めたいと思います。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 今、中川議員から質問出されましたので、最初に断っておきますけども、今の全国で一斉に議会、大体9月開かれてるわけですよ。今日の道新にも、隣の日高町でも否決されたっていうのは出たけど、この前の全員協議会で報告あったような件数ではないんですよ。だって全国ね市町村数1718市町村ですよ。北海道では179市町村。ですからこれがね論議された議会が北海道で2つ3つだとか、全国で4つ5つだとか、そういうことはまずあり得ないですよ、この数からいっても。それで意見書というのは私はやっぱり、公益に関する町村の公益に関する点を要するに議会に意見意思として上げるっちゃうことですから。そういう点からいったら、今、国民健康保険証、これがなくなるかどうかというのは本当にもう、命に、先ほども言いましたが、命に関わる問題ですから、もう立派なあれで、だから国に意見、町村の意見をまとめて送るちゃう、そういう趣旨で私たちこの保険証は残すべきでないかっちゃうことを出してんです。

それで今年、議員の全国研修会あったときに、あつ全道研修あったときに、共同通信の田崎さんが講師としてなられたんですけども、その人が出身社、時事通信なんですよ。今日も道新で正論調査出ましたけども、健康保険証に関する部分は出てなくて、岸田内閣に対する支持率が出てましたけども、今も一斉に、毎月全国世論調査やられてるんですよ。ただねここで時事通信が7月にあった14日から16日に実施した、全国電話正論調査によると、現在の健康保険証、来年秋に廃止、マイナカードに一本化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声計76.6%。前回から4.5ポイント増えたということなんです。ですからね、もう本当に今の、なぜさっき100%いかないんだという声もあったんですけど、結局政府に対する信頼がないからね、これだけの世論調査やると、国民の4分の3が反対してるんですよ。そういう中でこれをね通すっちゃうの、いかに本当に不条理か、そういうことで新冠の場合は、マイナカード先ほども言いました77.9%。ですからやっぱり、まだ国民がやっぱり2割位前後はやっぱりね、受けてないんですよ。そういう状況の中で健康保険証をなくすのは、要するにもう本当に受診出来なくなるわけで

すから。ですからやっぱり現在の健康保険証を残すべきだということなんです。以上です。

○議長（氏家良美君） ほかに質疑ありませんか。

酒井委員。

○2番（酒井益幸君） 2番酒井です。今いろいろ質疑を伺っておりまして、マイナンバーカードは今、国におけるデジタル庁が推し進めています事業でございます。その中で、健康保険証を来年度廃止ということもありますけれども、この意見書にも書かれていたが、資格確認書を5年間の猶予をもたせませ、延長することっていうふうに書いております。

この中で、おそらくこの問題に関しまして国は、きちとした形の中で100%を目指しますよっていうことをうたっていることだというふうに私は思います。その中にありまして、今般のマイナ保険証と、健康保険証の誤登録の問題は行政事務を行う上で、もちろんあってはならない事項だと私も思います。だからといって、即誤登録行為そのものが損害行為として命に関わる重大な問題というふうに、これ問題提起した意見書なんですけれども、そういうふうには結びつかないというふうに思います。また政府は、昨年10月、今年10月末までに誤登録問題を総点検を実施し、人的紐づけに関する入力ミスを起こさぬよう、再発防止策を協議し示すと言っておられます。

今後日本は海外から比べますと、遅れております。デジタル遅れていますので、ここも含めて、政府は大丈夫じゃないかというふうに思いますが、健康保険証は存続を求める保険証ですから、存続を求めるですよね。存続を求める意見書ですから、これを国の意向として廃止するか否かなので、その辺に関しては、今後の課題なので、時期も早いですし、今すぐに黑白はつきりする問題ではないと思うんですがその辺いかがですか。

○議長（氏家良美君） 武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 今、酒井議員言われましたけども、結局さっきも言いました世論調査見ても結局、政府が岸田総理大臣がこの前、内閣改造して記者会見で言っても、それでもなおかつやっぱり国民に信頼感がないから、そういう世論調査の結果が出てくると思うんですよね。だからそういう点ではね、結局なんぼやりますって、実際はもう新聞で毎日そのトラブル、この前は協会けんぽで4、50万人がまだ登録されていないだとか、そういう状況でね、これそういうなくして、存続させないでなくするっていうのはね、やっぱり早急なあれでないか。だからやっぱり国民の声を意見を聞いて、やるべきだなというふうに私は思ってます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。先ほども申しましたけれども、政府におきましては本年10月末までに、この問題を総点検するというふうに公的な場所でコメントをし

ております。その中にありまして、今後このDX構築のためには、今、日本が一体として、やるべき進めるべきというふうに私も思っていますし、先進国の中でも遅れをとっています。その懸命な努力というのは、私も報道を見ていまして感じられます。ですので今後マイナンバーカードの安全性や利便性は、新冠におきましても町民が理解して、今この行政も努力いたしまして、発券率に約80%近い発券率になってございます。だから町民もその点では先ほど質疑の中でありましたけれども、反対というのは反対には当たらないのではないのかなというふうに思いますので、この意見書の提出に関しては、提出すべきではないというふうに反対することを訴えさせていただきまして、反対討論といたします。

○議長（氏家良美君） 賛成討論の発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。マイナンバーカードの今後の活用については、大変重要なことということで、私も理解いたしております。ただ今回は、マイナンバーカードの中に入っております健康保険証が、全てマイナンバーカードの中に情報が入ってしまう。それによって保険証は、今までの健康保険証がなくなってしまう。マイナンバーカードの情報というのは、個人情報がたくさん入っていてそれ、その安全性というものに対して皆さんが懐疑的なんです。その安全性がきちっと解明されるまで、また、どうしてもデジタル世界は信用出来ない、アナログでずっと通したいという人たちもいます。そういう人たちに親切丁寧に時間をかけて理解をしてもらった上で、健康保険証を廃止して、全てマイナンバーカードでやれるっていうことであれば、それはいいんですけども、それまでの間、全く保険証をマイナンバーカードに入れることを反対するのではなくて、理解を得る、いただけるまでの間、健康保険証を存続させてくれというのが意見書の趣旨だと思いますので、そういったデジタルの世界をなかなか理解していただけない方々に対して、1人はみんなのために、みんな1人のために、最後の1人でも理解を深めていただくまでの間は、健康保険証の存続はどうしても必要だと思い賛成いたします。

○議長（氏家良美君） ほかに反対討論ございませんか。

中川議員。

○8番（中川信幸君） 反対の立場で討論しますけども、今、賛成者の竹中議員が言いましたけど、いかにも竹中議員ね賛成者になってるけど、あなたはいつも議会の中では、IT、ITと言っておりますけど、それでは、整合性がつかないんじゃないですか。だからそこら辺よく見極めて、何ていうか賛成者になるべきだと思いますが、いかがでしょうか。そういったことで反対をいたします。

○議長（氏家良美君） 賛成討論の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 今、中川議員から出た、意見書というのはあくまでも存続してほしいっちゃん、マイナンバーカード云々はね一言も触れていません。だって實際上、もう8割ぐらい受けてるわけでしょう。あと2割ぐらいの人はまだ、国民、新冠でもそうだし

全国的に見ても受けてないと。ですからね、そういう点で、私最初にも言いましたように、この意見書はあくまでも来年すぐなくすんじゃないなくて、実際カード受領してない人もいるんだから残してほしいっちゃん、そういう意見書なんですから、ですから竹中議員が日頃そういうことを主張してるからっちゃんこととは関係ないです。これは。

○議長（氏家良美君） ほかに反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、発議第3号について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手少数であります。

よって発議第3号は否決されました。

◎日程第8 会議案第12号～日程第11 会議案第15号

○議長（氏家良美君） 日程第8、会議案第12号、日程第9、会議案第13号、日程第10、会議案第14号、日程第11、会議案第15号、閉会中の継続調査及び閉会中の継続審査について、以上4件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、令和4年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長から付託事件の審査について、並びに新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会委員長から付託事件の調査について、それぞれ会議規則第75条の規定により、御手元に配付いたしましたとおりに閉会中の継続調査及び閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第12号から第15号は、各委員長からの申出のとおり、継続調査及び継続審査することに決定いたしました。

ただいま町長から議案第47号、令和4年災第228号準用河川比宇川C箇所地先河川災害復旧工事請負契約の変更について、議案第48号、令和4年災第236号準用河川比宇川K地先河川災害復旧工事請負契約の変更について、以上2件の議案が追加提出されました。

お諮りいたします。提出されました議案を日程に追加し議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって議案第47号を追加日程第1として、議案第48号を追加日程第2として、議題とすることに決定いたしました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時49分

○議長（氏家良美君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第47号

○議長（氏家良美君） 追加日程第1、議案第47号、令和4年災第228号準用河川比宇川C箇所地先河川災害復旧工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第47号、令和4年災第228号準用河川比宇川C箇所地先河川災害復旧工事請負契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、本年5月10日招集の第2回臨時会において議決を得ました、災害復旧工事に係る請負契約の締結に関し、設計変更が生じたことに伴い契約金額を変更しようとするものでございます。本工事は、昨年8月の大雨により甚大な被害が発生した、比宇川流域の護岸施設の復旧に関するものでございます。

それではまず、議案第47号資料により工事の概要を含めご説明申し上げます。図面でお示ししている工事場所は美宇地区で、道道支流橋上流のスピードファーム地先の工区であります。変更部分は赤字で表示しております。本護岸工事で使用する連節ブロックは、既存ブロックの再利用を基本としております。資料上段の表のとおり、当初、布設替え可能面積を868㎡と見込んでおりましたが、図面の①②③各工区において調査の結果、既存ブロックの破損等の状態が多く、工区全体において再利用可能な連節ブロックの数量が減となったことから、新しい連節ブロックの数量が増となったものです。また、③の工区における河床の掘削の際に岩盤が存在していた為、構造を一部変更する必要が発生し、埋戻しコンクリートの数量が増となったもので、これらの理由から、設計変更による契約金額の変更が必要になったものでございます。

議案書の2ページをお開き願います。請負契約の変更に関する対照表ですが、変更を要する項目は、3の契約金額で、変更前の契約金額4741万円を309万1千円増額し、5050万1千円に改めるものでございます。なお、増額分の予算につきましては、繰越明許費の既定予算内の執行残により、変更手続きを行うものであります。

以上が、議案第47号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○8番（中川信幸君） 8番、中川です。この箇所は確か平成15年災害で、がっちり直したところだと思うんですね。それがまた傷んだという理解でいいのかな。

○議長（氏家良美君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 今、場所につきましては、15年災で河川改修した場所でございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより、議案第47号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第48号

○議長（氏家良美君） 追加日程第2、議案第48号、令和4年災第226号準用河川比宇K箇所地先河川災害復旧工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第48号、令和4年災第236号準用河川比宇K箇所地先河川災害復旧工事請負契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、本年5月10日招集の新冠町議会第2回臨時会において議決を得ました、災害復旧工事に係る請負契約の締結に関し、設計変更が生じたことに伴い、契約内容を変更しようとするものでございます。本工事は、議案第47号と同様、昨年8月の大雨で被災した比宇川流域の護岸復旧に関するものでございます。

それでは、議案第48号資料で工事の概要を含めご説明申し上げます。図面でお示ししている工事場所は太陽地区で、町道里平太陽線高陽橋下流の工区であります。変更箇所は、赤字で表示しております。

設計の変更理由についてですが、まず図面①の工区において、右下のコンクリートブロック工の施工中、掘削した際に背面の山50m区間で土砂崩壊が発生しました。崩落は湧水が原因であります。施工上、危険な状態でありましたので、管理通路を含め、崩土の除去を行うとともに、新しく盛土を施すため、設計変更が必要となりました。

2点目は、図面②の工区で、連節ブロックの再利用で護岸工事を計画しておりましたが、資料上段の表のとおり、当初、布設替え可能面積381㎡との見込みに対し、既存ブロックの破損等で、再利用ブロックの数量が減となったことから、新しい連結ブロックの数量が増加したものです。

議案書の2ページをお開き下さい。請負契約の変更に関する対照表がございます。変更を要する項目は、3契約金額で、6094万円を354万2千円増額し、6448万2千円に改めるものでございます。なお、先ほどと同じく増額分の予算につきましては、議案第47号と同様、予算執行残により対応いたします。

以上が、議案第48号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第48号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これをもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎閉会の議決

○議長（氏家良美君） お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、令和5年第3回新冠町議会定例会を本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 御異議ないものと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（氏家良美君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（氏家良美君） これをもって令和5年第3回新冠町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(午後3時58分 閉会)